

知的財産推進計画 2009

2009年6月24日

知的財産戦略本部

知的財産推進計画2009 目次

重点施策

I. 基本的考え方	1
II. 重点的に講ずべき施策	2
1. イノベーション促進のための知財戦略を強化する	2
(1) 技術革新や市場変化に的確に対応した知財制度を構築する	2
①特許制度の在り方を総合的に見直す	2
②先端医療分野における特許保護に係る対象の見直しや明確化等を行う	2
③社会的ニーズの高い分野における特許取得を支援する。	3
④権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）を導入する	3
⑤特許審査処理を迅速化する	3
(2) 大学、中小企業等の知的財産の総合プロデュース機能を抜本的に強化する ..	4
①産業革新機構の体制を整備する	4
②iPS細胞技術の事業化を加速する総合支援体制を構築する	4
③大学の知的財産本部やTLOの統廃合・専門化により機能強化を図る	4
④産学連携における外部機能の積極的活用を促進する	4
⑤革新的な知的財産の創造基盤・支援体制を強化する	5
⑥大学発のイノベーションを加速するため、知的財産システムを見直す	5
⑦ものづくり中小企業の知的財産の創造・活用を支援する	5
⑧地域金融機関における知的財産の活用を促進する	5
⑨地域における産学官の共同研究開発を加速する	6
⑩地域知的財産戦略本部における第3フェーズの活動方針を策定する	6
(3) イノベーション創出に資する知的財産人材を育成する	7
①研究開発戦略・知財戦略・事業戦略の三位一体化を担う人材を啓発・育成す る	7
②地域における知的財産教育を推進する	7
(4) オープン・イノベーションの進展に対応した環境を整備する	8
①適切な権利行使の在り方を検討する	8
②未登録の通常実施権の保護制度（当然保護制度）を検討する	8
③実施許諾の意思の登録制度の導入を検討する	8
④営業秘密侵害の抑止力を高めるための法制度を整備する	8

2. グローバルな知財戦略を強化する	9
(1) 世界知財システムの構築等に向けた取組を強化する	9
①特許審査の国際的ワークシェアリングを拡大する	9
②特許制度の国際調和を我が国が主導する	9
③ハイレベルな知的財産外交を推進する	10
④アジア諸国に対する知財人材育成等に対する支援を推進する	10
(2) 海外での模倣品・海賊版による被害を低減させるための取組を強化する	10
①模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の早期妥結を目指す	10
②侵害発生国・地域に対する具体的要請を強化する	10
③税関における水際取締り体制を強化する	11
④警察における取締りを強化する	11
⑤模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動を強化する	11
⑥著作権侵害コンテンツを排除するための取組を強化する	11
⑦海外におけるインターネット上の著作権侵害コンテンツ対策のための基盤を整備する	12
⑧インターネット上の著作権侵害コンテンツの取締りを強化する	12
(3) 海外展開や海外リソースの活用を促進する	12
①海外の知財関連情報の提供を強化する	12
②我が国地名等に係る海外の商標登録問題に対処するための体制を強化する	12
③中小・ベンチャー企業による外国出願を支援する	13
④中小・ベンチャー企業の海外への事業展開に対する支援策を拡充する	13
⑤大学の国際的な産学官連携活動体制を整備する	13
(4) 国際標準化活動を強化する	13
①企業における経営者層・管理職層の意識を改革する	13
②研究者の業績評価を改善する	14
③標準技術を円滑に実施可能とする方策を検討する	14
3. ソフトパワー産業の成長戦略を推進する	15
(1) ソフトパワー産業の振興を図る	15
①ソフトパワー産業における中小企業支援策の活用を促進する	15
②地域におけるソフトパワー産業を育成する	15
③新しいメディアを活用した新規サービスの創出を促進する	15
④デジタルシネマ設備の整備を支援する	16
⑤コンテンツの取引支援システムを構築する	16
⑥コンテンツの円滑な流通に適したコード付与を促進する	16

(2) クリエーターの創作環境を充実しその育成を図る	17
①文化資源のアーカイブ化を推進する	17
②メディア芸術の国際的な発信拠点を整備する	17
③若手クリエイターを育成する	18
(3) ソフトパワー産業の海外展開を強化する	18
①コンテンツの海外展開を促進する	18
②日本ブランド発信イベントの機能を強化する	18
③クリエイター海外派遣団事業を実施する	19
④アジア・コンテンツ・ビジネスサミットを開催する	19
(4) 拠点地域における発信力を強化する	19
①在外公館における支援機能を強化する	19
②在外公館等を活用した日本ブランドの発信を強化する	19
③アジア地域に対する戦略的な発信を強化する	20
④海外におけるコンテンツの規制緩和を働き掛ける	20
⑤侵害発生国・地域に対する具体的要請を強化する（再掲）	20
(5) 訪日促進等を通じて認知度の向上を図る	20
①ビジット・ジャパン・キャンペーンを推進する	20
②外国人富裕層への地域資源に関する発信を強化する	21
(6) ブランド力の向上に向けた取組を促進する知財制度を構築する	21
①農林水産品に対する地理的表示制度（G I）の導入に向け検討する	21
②不使用商標対策を強化する	21
③利用者の利便性を高めるための商標制度の見直しを行う	21
④デザイン創作活動を促進する意匠制度の在り方に関する調査・研究を行う	21
(7) デジタル・ネット時代に対応した知財制度等を整備する	22
①権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）を導入する（再掲）	22
②著作権法上のいわゆる「間接侵害」を明確化する	22
③契約ルール等の確立により、デジタルコンテンツの流通を促進する	22
④クリエイターへの対価の還元を適切に行うための環境を整備する	23
(8) インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策を強化する	23
①著作権侵害コンテンツを排除するための取組を強化する（再掲）	23
②海外におけるインターネット上の著作権侵害コンテンツ対策のための基盤を整備する（再掲）	23
③インターネット上の著作権侵害コンテンツの取締りを強化する（再掲）	24
4. 知的財産権の安定性・予見性を確保する	25
①無効判断の原因分析を行う	25

②特許審査結果の安定性確保に向けた方策を検討する	25
③国内外の特許文献と非特許文献のシームレスな検索環境を整備する	25
④特許の有効性判断に係る紛争処理スキームを見直す	25
⑤著作権法上のいわゆる「間接侵害」を明確化する（再掲）	25
⑥意匠の権利範囲を明確化する	26
⑦審査基準策定過程を透明化する	26
⑧知的財産に強い法曹人材の育成状況を調査する	26
5. 利用者ニーズに対応した知財システムを構築する	27
①行政サービスの質の向上に向けた取組を強化する	27
②著作権登録制度の運用を改善する	27
③審査基準を明確化する	27
④中小・ベンチャー企業に対する特許手数料減免制度を見直す	27
⑤出願人のニーズに応じた審査処理スキームを構築する	27

施策一覧

1. イノベーション促進のための知財戦略を強化する	28
(1) 技術革新や市場変化に的確に対応した知財制度を構築する	28
1) 知財制度及び運用を見直す	28
2) 権利付与を迅速化する	29
3) 植物新品種の保護を強化する	30
(2) 大学、中小企業等の知的財産の総合プロデュース機能を抜本的に強化する	30
1) 総合プロデュース支援体制を整備する	30
2) 産学官の情報共有体制を強化する	31
3) 大学等の産学連携機能を強化する	32
4) 大学等における総合プロデュース環境を整備する	33
5) 革新的な知的財産の創造基盤・支援体制を強化する	34
6) 中小企業における知的財産の活用を促進する	34
7) 知的財産を活用して地域を振興する	35
(3) 企業における知的財産戦略を促進する	36
(4) イノベーション創出に資する知的財産人材を育成する	37
(5) オープン・イノベーションの進展に対応した環境を整備する	39
1) 知的財産の円滑な活用を促進する	39
2) 技術流出を防止する	41

2. グローバルな知財戦略を強化する	42
(1) 世界知財システムの構築等に向けた取組を強化する	42
1) 国際的な権利取得を容易にする環境の整備を進める	42
2) アジア地域等における知的財産制度の整備と協力を促進する.....	43
(2) 海外での模倣品・海賊版による被害を低減させるための取組を強化する ...	44
1) 外国市場対策を強化する	44
2) 国内における対策を強化する	45
3) インターネット上での対策を強化する.....	46
(3) 海外展開や海外リソースの活用を促進する	47
(4) 国際標準化活動を強化する	49
1) 国際標準化への取組及び支援を強化する	49
2) 国際標準化人材を確保する.....	50
3) 国際標準に関するルール作りに貢献する	50
3. ソフトパワー産業の成長戦略を推進する	51
(1) ソフトパワー産業の振興を図る	51
(2) クリエーターの創作環境を充実しその育成を図る	53
(3) ソフトパワー産業の海外展開を強化する	55
(4) 拠点地域における発信力を強化する	57
(5) 訪日促進等を通じて認知度の向上を図る	58
(6) ブランド力の向上に向けた取組を促進する知財制度を構築する	59
(7) デジタル・ネット時代に対応した知財制度等を整備する	59
(8) インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策を強化する	61
(9) コンテンツ促進法を的確に運用する	61
4. 知的財産権の安定性・予見性を確保する	62
5. 利用者ニーズに対応した知財システムを構築する	64

付属資料

1. 知的財産戦略本部 名簿	66
2. 専門調査会 名簿	68
3. 知的財産戦略本部設置根拠	72
4. 知的財産推進計画2009 策定までの経緯	74
5. 用語集	76

重点施策

I. 基本的考え方

- 本年度、知的財産戦略本部は、本年4月6日に決定した「第3期知的財産戦略の基本方針」に基づき、グローバルな知財競争力の強化を目指し、以下の①～⑤を総合的かつ一体的に推進する。「知的財産推進計画2009」においては、「第3期知的財産戦略の基本方針」に掲げられた重点施策の具体化を行うこととする。
 - ①イノベーション促進のための知財戦略の強化〈IP For Innovation〉
 - ②グローバルな知財戦略の強化〈Global IP〉
 - ③ソフトパワー産業の成長戦略の推進
〈Promotion of Soft Power Industries〉
 - ④知的財産権の安定性・予見性の確保〈Stable IP〉
 - ⑤利用者ニーズに対応した知財システムの構築〈User-Friendliness〉

- また、世界金融危機と戦後最大の世界同時不況に対応するため、政府・与党は経済危機対策（本年4月10日）を取りまとめた。当該対策に盛り込まれた施策については、本計画においても着実に推進することとする。

- さらに、「知的財産推進計画2008」の実施状況について、参考1のとおり評価した上で、本年度に講ずべき施策を抽出することとする。

- 以上により、本年度、知的財産戦略本部として重点的に講ずべき施策については、下記Ⅱ. のとおりとし、かつ、推進すべき施策の全体については、「施策一覧」のとおり整理した。なお、これまでの知的財産戦略の進捗状況については、参考2として整理した。

また、上記①～⑤の政策目標に位置付けられた個々の施策は、他の政策目標にも関係を有するものであり、その相互関係にも十分留意しつつ、適切に実行することが必要である。

- 本計画に盛り込まれた施策の実施に当たっては、施策ごとに明記された担当府省が責任を持って取り組む。

知的財産戦略本部は、担当府省の取組状況を恒常的に確認するとともに、施策の取組が遅れている場合には、その実施を促す。また、担当府省が複数に及ぶことなどにより施策の実施が遅れている場合には、知的財産戦略本部が総合調整を行う。

II. 重点的に講ずべき施策

1. イノベーション促進のための知財戦略を強化する

重要な知的財産を多数獲得し、これを効果的に経済的価値の創出に結び付けるため、イノベーション促進のための知的財産戦略を強化する。

(1) 技術革新や市場変化に的確に対応した知財制度を構築する

革新的な知的財産を生み出し、これを高付加価値な製品・サービスの提供を通じ効果的に経済的価値の創出に結び付けていくことを促進するため、技術革新や市場変化に的確に対応した知財制度を構築する。

①特許制度の在り方を総合的に見直す

2010年度中に一定の結論を得るべく、特許制度の在り方について、イノベーション促進の観点から総合的に検討を行う。

(経済産業省)

②先端医療分野における特許保護に係る対象の見直しや明確化等を行う

i) 「先端医療分野における特許保護の在り方について」(2009年5月29日)に沿って、2009年度中に下記のa)及びb)に係る審査基準の改訂を行うとともに、特許審査官による協議等の活用により、改訂された審査基準の統一的運用を図る。また、先端医療分野における特許保護の状況に関する中長期的なフォローアップに資するため、2009年度から特許制度の運用状況等を始めとした必要な情報の収集・分析を行う。

a) 医薬(細胞組織医薬を含む)の用法、用量に特徴のある発明及び最終的な診断を補助するための人体のデータ収集方法の発明を新たに特許対象とする。

b) 生化学手段(細胞や薬剤)と機械・器具の組合せ発明、細胞の分化誘導方法等の生体由来材料の体外における処理方法に係る発明、生体由来材料の新規治療用途に係る用途発明等の発明が特許対象であることを明確化する。

(経済産業省)

ii) 上記i)により改訂された審査基準の内容を大学や研究機関に周知するため、2009年度から、ライフサイエンス分野における審査基準の説明会を大学や研究機関向けに行うなどの取組を一層充実させる。また、出張面接審査や補正の示唆を行う等、ユーザーフレンドリーな審査を推進する。

さらに、海外における権利取得を促進するため、2009年度から、諸外国の先端医療分野における外国の制度及び運用に関する情報(特に請求項の書き方等

の権利取得の手法に関する情報)をインターネット等を通じて広く提供するとともに、諸外国の制度・運用の改正に応じ随時更新する。

(経済産業省)

iii) 先端医療分野における大学や研究開発機関の研究者等が知的財産について相談できる体制の整備、これらの機関の知的財産専門スタッフの更なるスキルアップ、先端医療分野の技術や海外の特許制度や知的財産の活用に詳しい知的財産の専門家の育成・確保に向け、必要な措置を2009年度から検討を開始し、早急に結論を得る。

(内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

③社会的ニーズの高い分野における特許取得を支援する。

環境技術等の社会的ニーズの高い技術分野のイノベーションを促進するため、特許制度に関連したインセンティブ措置も含め、当該分野の特許取得支援のための措置について検討を行い、2009年度中に結論を得る。

(経済産業省)

④権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）を導入する

著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入に向け、ベルヌ条約等の規定を踏まえ、規定振り等について検討を行い、2009年度中に結論を得て、早急に措置を講ずる。

(文部科学省)

⑤特許審査処理を迅速化する

2013年に特許審査順番待ち期間を11か月にするという中期目標の達成に向け、2009年度における特許審査順番待ち期間を29か月台にとどめるため、必要な審査官の確保、無駄のない戦略的な出願・審査請求に資する情報提供の強化等の総合的な取組を推進する。

(経済産業省)

(2) 大学、中小企業等の知的財産の総合プロデュース機能を抜本的に強化する

いかに革新的な知的財産を獲得しても、それのみでは経済的価値を創出することは困難である。同時に、将来の事業化を見据えつつ、画期的な知的財産の創造をめぐる熾烈な国際競争に打ち勝たなくてはならない。

このため、大学等における先端技術に係る知的財産権の戦略的な取得・管理体制を適切に整備するとともに、大学や中堅・中小・ベンチャー企業における革新的な知的財産の創造を支援し、生み出された知的財産を適切に管理し他のリソースと結び付けて事業化まで関与する総合プロデュース機能を抜本的に強化する。

①産業革新機構の体制を整備する

企業や大学等に分散する技術・人材等を柔軟に組み合わせ、新たな付加価値を創出する事業活動等に対してリスクマネーを供給する産業革新機構の体制を2009年度中に整備する。

(経済産業省)

②i P S細胞技術の事業化を加速する総合支援体制を構築する

i) i P S細胞技術に関し、関係機関による基礎研究や応用研究を促進し、その成果を国内外において的確に権利化し事業化につなげるための知財戦略が構築・実践されるよう、関係省庁が連携をとりつつ必要な支援を行う。

(内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

ii) 産業界が推進するi P S細胞技術に係る知的財産活動支援プロジェクトに対し必要な支援を行う。

(経済産業省)

③大学の知的財産本部やT L Oの統廃合・専門化により機能強化を図る

現行の大学の知的財産本部やT L O (技術移転機関) の機能強化を図るため、2009年度から、現行の支援事業の実効性を評価した上で、個々の事情に応じた連携・集約や特定の技術分野・機能への専門化を促進すべく支援を行う。

(文部科学省、経済産業省)

④産学連携における外部機能の積極的活用を促進する

2009年度から、科学技術振興機構(J S T) や新エネルギー・産業技術総合開発機構(N E D O) の産学連携支援機能を評価し、必要な強化を図るととも

に、大学知的財産本部やTLOにおけるこれら外部リソースの活用を促す。

(文部科学省、経済産業省)

⑤革新的な知的財産の創造基盤・支援体制を強化する

i) 2009年度から、研究に集中できるサポート体制を整備するとともに、多年度にわたり自由に運営できる研究資金を交付するなど、従来にない全く新しい「研究者最優先」の制度を創設する。

(内閣府、文部科学省)

ii) 2009年度から、我が国の研究環境の国際化等のため、世界トップレベルの研究者や若手研究者の招聘や施設設備の整備による世界最先端の研究開発拠点形成の取組を強化する。

(文部科学省、経済産業省)

iii) 2009年度から、我が国の研究環境の国際化や大学における研究支援者等の確保を支援する。その際、大学が知的財産の活用に必要な人材を十分に確保することを可能とする。

(文部科学省)

⑥大学発のイノベーションを加速するため、知的財産システムを見直す

オープン・イノベーションの進展等に伴う世界的な知的財産獲得競争への対応として、大学等の基本的な発明を質の高い特許に結びつけるとともに産学共同研究や大学等の知的財産の活用を一層促進する観点から、知的財産権制度の在り方、共同研究における知的財産権の帰属の在り方、特許関連経費の負担の在り方、知的財産人材の確保の在り方を含め、2009年度から大学発のイノベーションを加速する知的財産システムに関する総合的な検討を行い、早急に結論を得る。

(内閣官房、内閣府、文部科学省、経済産業省)

⑦ものづくり中小企業の知的財産の創造・活用を支援する

2009年度に、中小企業のものづくり基盤技術に係る研究開発を支援するとともに、試作開発から販路開拓等まで一貫した支援を行う。

(経済産業省)

⑧地域金融機関における知的財産の活用を促進する

地域金融機関における知的財産を活用した融資を促進するため、2009年度から、企業の強みとなる知的財産を含む無形資産の評価マニュアルを策定しその普及を図るとともに、各金融機関に対して知的財産に関する研修等を行う。

(金融庁、経済産業省)

⑨地域における産学官の共同研究開発を加速する

地域の特色をいかした産学官共同研究を加速し、研究成果の地域企業への展開を図るため、2009年度から、地域における産学官共同研究拠点の整備等を行う。

(文部科学省、経済産業省)

⑩地域知的財産戦略本部における第3フェーズの活動方針を策定する

知的財産施策と中小企業施策、農林水産施策、科学技術施策等との連携を深化させつつ、地域の特色やニーズに応じて知的財産を活用した地域振興を推進するため、地域知的財産戦略本部における第2フェーズ(2007～2009年度)の成果目標の達成状況に関する評価を行い、これを踏まえ、2009年度中に第3フェーズ(2010～2013年度)の活動方針を策定する。

(経済産業省)

(3) イノベーション創出に資する知的財産人材を育成する

オープン・イノベーションの進展に伴いイノベーション・プロセスの分担化が進行する中、収益を最大化させるためにはそのプロセスのイニシアティブをとることがより重要となっている。

このため、イノベーション創出に資する知的財産人材を育成する。

①研究開発戦略・知財戦略・事業戦略の三位一体化を担う人材を啓発・育成する

i) 企業の経営者・経営幹部が知的財産を正しく理解し、知財戦略を事業戦略・研究開発戦略に組み込むことができるよう、経営者・経営幹部を対象とした知財戦略セミナー、シンポジウム、大学等における知財マネジメントスクール、各企業や業界団体との意見交換会等を通じて啓発活動を行う。

(経済産業省)

ii) 若手研究人材に対するTLO、大学知的財産本部、大学発ベンチャー、ベンチャーキャピタル、研究開発型独立行政法人、資金配分型独立行政法人、民間企業等での実践的研修(OJT)等への支援により、産学官連携に必要な総合プロデュース機能を担う人材を育成する。

(文部科学省、経済産業省)

②地域における知的財産教育を推進する

ものづくり教室、発明教室等の知的財産の創作に関する課外活動を通じて創意工夫に対する興味やオリジナリティの尊重を教えたり、学校からの要望に沿うように専門家を活用した出前授業を行ったりするなど、各学校段階に応じた知的財産教育を推進する。

(文部科学省、経済産業省)

(4) オープン・イノベーションの進展に対応した環境を整備する

オープン・イノベーションの進展に伴い知的財産権の流動性が高まっている中、適切な権利行使の確保やライセンス活動の促進等の新たな課題に直面している。

このため、オープン・イノベーションの進展に対応した環境整備を行う。

①適切な権利行使の在り方を検討する

知的財産権の濫用的な権利行使の問題について、正当な権利行使を尊重すると前提の下、産業の健全な発展を図る観点から、民法上の権利濫用の法理や米国の判例（eBay 判決）等を考慮しつつ、差止請求に係る要件等の在り方、損害賠償請求制度の在り方等について、2010年度中に一定の結論を得るべく検討を行う。

（経済産業省）

②未登録の通常実施権の保護制度（当然保護制度）を検討する

特定通常実施権登録制度や特許法改正後の通常実施権登録制度の運用状況、諸外国の制度運用の動向、知的財産権取引に係る契約実務の実態、産業界のニーズ等を踏まえ、未登録の通常実施権に係るライセンス保護制度の導入の可否について、2010年度中に一定の結論を得るべく検討を行う。

（経済産業省）

③実施許諾の意思の登録制度の導入を検討する

特許流通の活性化や未利用特許の有効活用を促進するため、特許権者が第三者への実施許諾の意思がある旨を特許原簿等に登録した場合に特許料を減免するライセンス・オブ・ライト（License of Right）制度の導入について、2010年度中に一定の結論を得るべく検討を行う。

（経済産業省）

④営業秘密侵害の抑止力を高めるための法制度を整備する

秘密管理された技術情報等を保護するための実効的な法制度を整備するため、裁判の公開の要請に十分配慮し、被告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続の確保に留意しつつ、その刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための法的措置の在り方について検討を行い、可及的速やかに結論を得る。

（法務省、経済産業省）

2. グローバルな知財戦略を強化する

世界規模でのイノベーション創出や事業展開を促進するため、グローバルな視点からの知的財産戦略を強化する。

(1) 世界知財システムの構築等に向けた取組を強化する

オープン・イノベーションの進展に対応するためには、国や組織の枠を超えてグローバルに知的財産の有効活用を図ることが必要である。また、我が国の経済成長には高い成長を維持しているアジア等の活力を取り込むことが不可欠である。その際、国ごとに異なる知財制度が国際的な事業活動の大きな足かせとなりかねない。

このため、世界知財システムの構築に向け、特許審査のワークシェアリングの拡大、国際的な制度調和などにリーダーシップを発揮して取り組むとともに、アジア諸国等に対する知財制度の整備・適切な運用に係る支援を行う。

①特許審査の国際的ワークシェアリングを拡大する

特許審査ハイウェイ（PPH）について、そのネットワークの更なる拡大を図るべくカナダ、オーストラリア等との交渉を進めるとともに、「多国間特許審査ハイウェイ会合」の実務者級会合を2009年度中に東京で開催することを通じ、PPHの要件及び手続の各国間での共通化に向けた議論を主導する。

また、ワークシェアリングの実効性を高めるため、これまでの日米欧三極特許庁間のワークシェアリングの経験をいかしつつ、日中韓特許庁間における審査基準の比較研究、五大特許庁（日米欧中韓）間における審査結果へのアクセス向上のための協力等を行う。

（経済産業省）

②特許制度の国際調和を我が国が主導する

先願主義への統一を含む実体特許法条約（仮称）の草案について先進国間で合意することを目指し、米国の先願主義への移行の動きを後押しするとともに、欧州にグレースピリオドの扱い等に関して柔軟性を示すよう働き掛けを行うなど、我が国が議論をリード・加速する。

（外務省、経済産業省）

③ハイレベルな知的財産外交を推進する

国際的な制度調和、審査ワークシェアリングの拡大、模倣品・海賊版の拡散防止、ITセキュリティ製品に係る技術情報の流出防止等の実現に向け、2009年度から、ハイレベルな知的財産外交を積極的に展開する。

(外務省、文部科学省、経済産業省)

④アジア諸国に対する知財人材育成等に対する支援を推進する

グローバルな知的財産基盤の整備を進めるため、相手国のニーズや制度の整備状況等を踏まえつつ、アジア諸国に対する人材育成支援を実施するとともに、インドネシア及びマレーシアに対する工業所有権行政の能力向上に係る支援、ベトナム、カンボジア及び中国に対する法制度整備に係る支援などを実施する。

(法務省、外務省、経済産業省)

(2) 海外での模倣品・海賊版による被害を低減させるための取組を強化する

海外での模倣被害率が高止まっているなどアジア諸国を始めとする国々における模倣品・海賊版の流通は跡を絶たず、国内外での円滑な事業活動における重大な支障となっている。

このため、模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）等の国際的な枠組づくりを主導するとともに、侵害発生国・地域に対して、二国間協議、官民合同ミッション派遣、能力構築支援等を通じた働き掛けを強化する。また、輸出段階での取締りに向け外国税関へ働き掛けると同時に、これら海外への働き掛けの前提として、国内においても、権利者との協力関係の構築、必要な職員の確保等を通じ、税関等による取締りを引き続き強化するとともに、模倣品・海賊版に関する啓発活動を強化する。

①模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の早期妥結を目指す

関係国による正式な交渉が開始された模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）について、交渉の2010年中の妥結を目指し、より一層国際的な関心を高めるとともに、関係国・地域との協議において、方針や見解を迅速かつ明確に示し議論をリードし、関係省庁が一体となって取組を加速する。

〔警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、
文部科学省、農林水産省、経済産業省〕

②侵害発生国・地域に対する具体的要請を強化する

中国を始めとする侵害発生国・地域に対し、動画共有サイト上の違法コンテンツ排除等インターネット上の著作権侵害対策を始め、デザイン模倣対策、再犯防

止、地方保護主義是正、輸出段階での差止め、郵便物の引受検査徹底等に関する制度改善や取締りの実効ある強化等について、閣僚レベルを始め様々なレベルにおいて、また官民合同ミッションの派遣や税関等行政機関への能力構築支援等を通じ、具体的に要請し、協力を行う。

〔警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省〕

③税関における水際取締り体制を強化する

知的財産侵害物品の輸出入取締りに関する情報の収集・蓄積、職員の専門性の向上、必要な職員の確保等を通じて、水際取締りのための推進体制を強化する。

(財務省)

④警察における取締りを強化する

外国取締当局との情報交換の強化、職員の捜査能力の全国的な向上等を通じ、警察における取締りを強化する。

(警察庁)

⑤模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動を強化する

i) 模倣品・海賊版の購入を容認しない適切な消費行動を促すため、民間の取組との連携等を通じ、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を始め関係省庁が一体となった戦略的な啓発活動を展開する。

〔内閣官房、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、
文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省〕

ii) 2009年度から、インターネット上の著作権侵害コンテンツ等模倣品・海賊版に関し、若年層に対する啓発活動を強化する。

(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)

⑥著作権侵害コンテンツを排除するための取組を強化する

i) 被害実態等を踏まえ、コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方やプロバイダの責任の在り方等法的保護の在り方、権利者が民事的措置をより迅速かつ容易にとることができるようにするための方策等、ネット上の違法コンテンツ対策の在り方について検討を行い、2009年度中に結論を得る。

(内閣官房、総務省、文部科学省、経済産業省)

ii) 著作権侵害コンテンツの削除要請を効率化する技術的手段の活用など、権利者団体やプロバイダ事業者等の行う著作権侵害コンテンツを排除するための自

主的な取組を支援する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

- iii) Winny 等のファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対し、警告メールを送付するなど電気通信事業者と権利者団体が連携した侵害行為を排除する仕組みづくりを支援する。

(警察庁、総務省、文部科学省)

⑦海外におけるインターネット上の著作権侵害コンテンツ対策のための基盤を整備する

2009年度から、海外におけるインターネット上の著作権侵害コンテンツ対策を効果的に行うための基盤整備に向け、社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の取組を関係省庁が一体となって支援する。

(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省)

⑧インターネット上の著作権侵害コンテンツの取締りを強化する

捜査職員の能力向上や取締り体制の整備等を通じて、インターネット上の著作権侵害コンテンツに係るサイバー犯罪の取締りを強化する。

(警察庁)

(3) 海外展開や海外リソースの活用を促進する

我が国企業や大学における知的財産の海外展開や海外リソースの活用を促進する。

①海外の知財関連情報の提供を強化する

我が国企業等の外国での特許出願等を促進するため、我が国産業界のニーズを踏まえつつ、アジア諸国やインド、ブラジル、ロシア等に関する知的財産関係法令の和訳などをホームページ等により提供する。また、2009年度中にロシア、ブラジルを始めとした中南米諸国等の知的財産権制度及びその運用状況について調査を実施する。

(経済産業省)

②我が国地名等に係る海外の商標登録問題に対処するための体制を強化する

我が国の地名、品種名等が海外において商標出願又は登録される問題に対処するため、2009年度中に都道府県や農林水産関係団体から構成される「農林水産知的財産保護コンソーシアム」を設け、海外における商標出願・登録状況の監視や異議申立手続等に係る相談を行う体制を整備する。

(農林水産省)

③中小・ベンチャー企業による外国出願を支援する

中小・ベンチャー企業の外国出願を支援するため、都道府県等の中小企業支援センターを通じた特許の外国出願費用助成制度の充実を図るとともに、助成対象を商標、意匠の外国出願へも拡大すべく、2009年度中に必要な措置を講ずる。

(経済産業省)

④中小・ベンチャー企業の海外への事業展開に対する支援策を拡充する

中小・ベンチャー企業の外国出願、外国での侵害調査に関する現行の支援制度を拡充するとともに、海外展開に対して一貫した支援を行う観点から、情報提供から権利の取得、権利行使、模倣品対策までの各支援の在り方を検討し、2009年度中に結論を得る。

(経済産業省)

⑤大学の国際的な産学官連携活動体制を整備する

大学が国際的な産学官連携活動に関する基本方針を策定するよう2009年度中に促すとともに、必要な人材の確保や育成、諸外国の大学との情報交換会の開催、必要な英文契約書の書式整備、大学等が保有する知的財産を海外にライセンスする際の参考となるガイドラインや事例をまとめる等の国際的な産学官連携活動に係る体制整備を支援する。

(文部科学省)

(4) 国際標準化活動を強化する

新たな市場の開拓や社会に役立つ技術の普及、国際競争力の強化を図るため、2006年度に策定した国際標準総合戦略等の国際標準化に関する各戦略を確実に実行することにより、我が国の技術を活用した国際標準化に向けた取組を強化する。

①企業における経営者層・管理職層の意識を改革する

事業化戦略と国際標準化活動の融合によって国際競争力を強化するため、国際標準戦略に関するシンポジウムの開催や企業との対話を実施するとともに、日本経済団体連合会や工業会等の産業界の各種団体に対して、対象となる企業や技術分野の特性を考慮に入れつつ、団体内における啓発活動を積極的に行うよう促すことにより、経営者層や管理職層の国際標準に対する理解の更なる増進を図る。

(総務省、経済産業省)

②研究者の業績評価を改善する

その研究開発が国際標準化活動に関係する場合、2009年度中に、大学や公的研究機関が「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（2008年決定）に沿って、研究者の標準化活動への寄与をその業績評価の項目に追加するよう促し、公的研究機関における評価項目の状況を調査するとともに、大学における評価の先行事例を収集し大学に周知する。

〔内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省〕

③標準技術を円滑に実施可能とする方策を検討する

国際的な動向や国内における権利行使の状況を踏まえ、社会的ニーズの高い標準技術に関する特許発明を円滑に実施可能とする方策について、パテントプール化した場合の知的財産権の運用ルールの整備、濫用的な権利行使の制限、裁定実施権の適用等を含め、特許政策や独占禁止政策など幅広い観点から、2010年度中に一定の結論を得るべく検討を行う。

（公正取引委員会、経済産業省）

3. ソフトパワー産業の成長戦略を推進する

ソフトパワーは、海外市場拡大・内需拡大の原動力となるものであり、我が国の魅力を海外に発信する重要な役割を有しており、その成長戦略を積極的に推進していく必要がある。このため、コンテンツ、食、ファッション、デザイン等のソフトパワーを生み出す産業を今後の我が国経済を牽引する戦略産業の一つとして位置付け、重点投資を図ることを通じその創造基盤の強化と内外市場の開拓による成長を促進する。

(1) ソフトパワー産業の振興を図る

地域におけるソフトパワー産業のネットワーク形成を促進するとともに、新規サービスの創出やコンテンツの円滑な取引を支援する。

① ソフトパワー産業における中小企業支援策の活用を促進する

2009年度から、産業クラスター等を活用し、地域のソフトパワー産業のネットワーク形成を促進するとともに、産学官連携や異業種間連携の支援、インキュベーション機能の強化、販路開拓等の中小企業支援策のソフトパワー産業における積極的な活用を促進する。

(経済産業省)

② 地域におけるソフトパワー産業を育成する

地域におけるソフトパワー産業のネットワーク形成を促進し、地域の発信力向上を図るため、2009年度から、地域に眠るソフト資源（自然、産業遺産、観光資源等）に関する放送番組を含む映像コンテンツの製作・対外発信活動を支援する。

(総務省、経済産業省)

③ 新しいメディアを活用した新規サービスの創出を促進する

i) 通信・放送を融合・連携させた新しいサービスの創出を促進し得る法制度の在り方について検討を行い、2010年を目途に結論を得る。

(総務省)

ii) 携帯端末向けマルチメディア放送を円滑に実施するため、2010年4月を目途に必要な制度整備を行う。また、コンテンツのインターネット流通等に関するルール整備を促進するため、2009年度から、サイバー特区を活用した様々な事例の実証実験を実施する。

(総務省)

iii) 情報化された商業空間等（e空間）を活用した新たな情報利活用を促進するため、2009年度から、新しい無線通信技術やサービスモデルに係る実証実験を実施する。

（経済産業省）

iv) 2009年度から、IPTVや次世代デジタル・サイネージ等の新たな形態のプラットフォームの普及・展開等に関する総合的戦略の策定に向けた取組を進めるとともに、2009年度から、自由な発想で新たなビジネスモデルを構築するための実証実験を行う。

（総務省）

④デジタルシネマ設備の整備を支援する

2009年度から、地域経済の活性化を担う映画館に対して、立体映像や多様なデジタルコンテンツ等の上映に必要なデジタルシネマ設備の導入を支援する。

（経済産業省）

⑤コンテンツの取引支援システムを構築する

i) 2009年度から、音楽配信における利用データを集中処理し、円滑な使用料分配を可能とする「著作権情報集中処理機構」の利用状況を把握し、その円滑な運用を支援する。

（総務省、文部科学省、経済産業省）

ii) 日本経済団体連合会の主導により設置されたコンテンツの作品情報に関するデータベース（「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」）の全面的な見直し後の利用状況等を検証し、その運用の改善や多言語化の支援・協力を行う。

（総務省、文部科学省、経済産業省）

iii) 放送コンテンツの流通を円滑化するため、放送コンテンツの権利内容や交渉窓口等に関する情報を集約・公開するシステムの本格運用に向けた取組を進める。

（総務省）

iv) 権利処理の円滑化を図るため、2009年度から、ジャパン・コンテンツ・ショーケースや放送コンテンツの取引支援システムと連携しつつ、権利の所在をリアルタイムで把握できるデータベース機能を有する著作権取引支援システムを開発する。

（経済産業省）

⑥コンテンツの円滑な流通に適したコード付与を促進する。

コンテンツの円滑な流通を可能とするために策定された共通のIDコードをコ

コンテンツ取引支援システムにおいて積極的に活用し、コンテンツ取引における利用許諾の一層の円滑化を図るなど、連携・普及に向けた関係者の自主的な取組を支援する。

(総務省、経済産業省)

(2) クリエーターの創作環境を充実しその育成を図る

新たな創造活動の基盤を構築するため、文化資源のアーカイブ化を推進するとともに、若手クリエイターを育成する。

①文化資源のアーカイブ化を推進する

i) 2009年度から、東京国立近代美術館フィルムセンターにおいて、映画フィルムの収蔵機能を拡張するとともに、歴史的価値を有する日本映画等の映像コンテンツの高質で安定的な保存を行い、積極的な利活用のための基盤整備を行う。

(文部科学省)

ii) 2009年度から、放送局、番組制作会社等による優れた教育・教養分野の放送コンテンツのアーカイブ化を推進するとともに、IPTV 等新たな技術を活用して小中学校等へ配信することにより教育における地上デジタル放送の利活用を促進する。

(総務省、文部科学省)

iii) 2009年度から、生地やデザインのデジタルアーカイブシステムの構築に向けた開発を行うとともに、アーカイブの展示会の開催等体験型アーカイブ事業を実施する。

(経済産業省)

iv) 内外の書籍情報等のデジタル化の動向を踏まえ、国立国会図書館において、中期計画に基づきデジタルアーカイブ化が進められ、2009年度には、入手困難な図書、雑誌、古典籍資料、学位論文等約90万冊のデジタルアーカイブ化やシステムの機能拡張が円滑に行われるよう連携を強化する。

(内閣官房)

②メディア芸術の国際的な発信拠点を整備する

我が国のメディア芸術の国際的プレゼンスを高め、その一層の振興を図るため、2009年度から、メディア芸術に関する展示、収集・保管、調査研究、人材育成等を総合的に行う国際的な拠点を整備する。

(文部科学省)

③若手クリエイターを育成する

i) 映画・アニメを始めとする分野における卓越した才能を持つクリエイターの輩出のため、2009年度から、若手クリエイターの才能を発掘しその製作の支援及び評価を行う。

(経済産業省)

ii) 2009年度から、メディア芸術祭の場を活用した若手クリエイターの新たな表彰・奨励の仕組みの創設に向けた取組を進める。

(文部科学省)

iii) 我が国映画界を担う新たな人材の育成の充実を図るため、将来を嘱望される若手映画作家を対象に本格的な映画製作のワークショップの実施や短編映画作品を制作・発表する機会の提供等の取組を進める。

(文部科学省)

(3) ソフトパワー産業の海外展開を強化する

我が国のソフトパワーは海外で高く評価されているにもかかわらず、我が国産業の発展には十分にいかされていない。

このため、我が国ソフトパワー産業の海外展開を促進する。

①コンテンツの海外展開を促進する

i) 官民の優秀な人材と資金の力を結集し、優れたコンテンツの海外展開を図る「コンテンツ海外展開ファンド」を2009年度中に創設する。

(経済産業省)

ii) 2009年度から、地域の放送局や番組製作会社が製作した地域の自然、食、文化、歴史等に関する放送コンテンツを国内外に集中的に発信する「ふるさとチャンネル」の創設を行う。

(総務省)

iii) 海外展開を視野に入れた映像コンテンツの製作、販路開拓等に対する総合的な支援策を検討し、2009年度中に一定の結論を得る。

(内閣官房、総務省、経済産業省)

②日本ブランド発信イベントの機能を強化する

i) JAPAN国際コンテンツフェスティバルを総合的日本ブランド発信イベントに拡充・強化するため、2009年度から、オフィシャルイベントとして東京発日本ファッション・ウィークを開催するとともに、海外で開催される日本紹介イベント等との連携を図る。また、地域への展開を図るため、京都において関連イベントを開催する。

(経済産業省)

ii) 日本食・日本食材の普及を図るため、2009年度から、我が国のコンテンツ等を紹介する日本ブランド関連イベントと連携して、日本食・日本食材のプロモーションを実施する。

(農林水産省)

iii) 国際ドラマフェスティバルについて、2009年度から、マーケットにおける放送事業者等の共同ブースを充実させるとともに、海外のコンテンツマーケットにおける広報活動を強化する。また、マーケットと連動したアワード(表彰)の充実を図り、受賞作品を海外の放送局において放送する等の取組を推進する。

(総務省)

③クリエイター海外派遣団事業を実施する

2009年度から、海外顧客獲得のためにデザイン・ファッションのクリエイターを戦略重点国に送り込む「クリエイター海外派遣団」事業を実施する。

(経済産業省)

④アジア・コンテンツ・ビジネスサミットを開催する

アジア地域における国境を越えたコンテンツの製作・流通やビジネスに関する協働の促進を図るため、2009年度から、アジア主要国における官民合同のハイレベルな国際会議であるアジア・コンテンツ・ビジネスサミットを開催する。

(経済産業省)

(4) 拠点地域における発信力を強化する

ビジネス拡大のための拠点地域において、分野横断的な日本のブランド価値の戦略的な発信を強化する。

①在外公館における支援機能を強化する

現地における情報発信機能等を強化して日本ブランドの展開を支援するため、日本貿易振興機構など関係機関との連携を強化しつつ、2010年度に在外公館に「日本ブランド支援センター」(仮称)を設置することに向けた取組を進める。

(外務省)

②在外公館等を活用した日本ブランドの発信を強化する

2009年度から、在外公館施設等を活用し、日本食・日本食材、伝統工芸品等の地域産品、コンテンツ、ファッション等の世界的に注目を集めている日本ブランドの紹介・普及等に向けた取組を一層強化する。

(外務省、農林水産省、経済産業省)

③アジア地域に対する戦略的な発信を強化する

2009年度においては、上海、香港、韓国、タイ、ベトナムなどを重点国・都市と定め、ビジット・ジャパン・キャンペーンの取組と連携しつつ、日本ブランドの発信を集中的に行う。

(総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

④海外におけるコンテンツの規制緩和を働き掛ける

日中経済パートナーシップ等の協議の場において、日本のコンテンツが適切に流通できるよう、放送、映画、ネット配信等に係る規制緩和等の必要な措置を求める。

(総務省、外務省、経済産業省)

⑤侵害発生国・地域に対する具体的要請を強化する（再掲）

中国を始めとする侵害発生国・地域に対し、動画共有サイト上の違法コンテンツ排除等インターネット上の著作権侵害対策を始め、デザイン模倣対策、再犯防止、地方保護主義是正、輸出段階での差止め、郵便物の引受検査徹底等に関する制度改善や取締りの実効ある強化等について、閣僚レベルを始め様々なレベルにおいて、また官民合同ミッションの派遣や税関等行政機関への能力構築支援等を通じ、具体的に要請し、協力を行う。

(警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省)

(5) 訪日促進等を通じて認知度の向上を図る

外国人旅行者等の訪日を促進するため、ビジット・ジャパン・キャンペーンを推進するとともに、海外市場等に対する日本ブランドの戦略的な情報発信を強化する。

①ビジット・ジャパン・キャンペーンを推進する

期待以上の満足感を得ることのできるあこがれの地、「プレミアム・デスティネーション」として我が国の魅力を発信するため、2009年度から、重点12市場（中国、韓国等）に対する外客誘致事業を強化するとともに、インド、ロシア、マレーシア等の新興市場を対象に追加する。併せて、消費意欲が旺盛な富裕層の取り込み、国際会議等（MICE）の誘致・開催等の取組を推進する。

(国土交通省)

②外国人富裕層への地域資源に関する発信を強化する

海外から希少性や品質について高い評価を得ている食や伝統工芸等の地域資源について、外国人富裕層に特化した新たな市場を確立するため、2009年度から、その発掘やネットワーク化を図り、戦略的な情報発信を行う。

(経済産業省、国土交通省)

(6) ブランド力の向上に向けた取組を促進する知財制度を構築する

ブランドを支える知財制度がブランド価値を守り育てる利用者のニーズが反映できるようブランド力の向上に向けた取組を促進する知財制度を構築する。

①農林水産品に対する地理的表示制度（GI）の導入に向け検討する

WTO（世界貿易機関）における議論の進捗状況を見極めながら、決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産品に対し地理的表示を与える制度（GI）の整備について、国内企業等の既存の取組との調整を図りつつ2009年度から検討を行う。

(農林水産省)

②不使用商標対策を強化する

使用されていない商標権が新たな商標選択の幅を狭め、新商品・新サービスの事業展開の制約要因となっていることにかんがみ、不使用商標の削減や商標の円滑な取得のための方策について2009年度中に調査・研究を行う。

(経済産業省)

③利用者の利便性を高めるための商標制度の見直しを行う

商標制度を活用してブランド力の向上を図る事業者を含む制度利用者の利便性を高めるため、著名商標の保護範囲や登録異議申立制度の見直しなど商標制度の在り方について検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る。

(経済産業省)

④デザイン創作活動を促進する意匠制度の在り方に関する調査・研究を行う

多様化しているデザイン創作活動を促進するため、意匠制度の在り方や利便性の向上のための方策について2009年度中に調査・研究を行う。

(経済産業省)

(7) デジタル・ネット時代に対応した知財制度等を整備する

世界最高水準といわれる情報通信環境をいかし、コンテンツの利用・流通や新しいビジネスの創出を促進するため、クリエイターの創作インセンティブの確保に配慮しつつ、技術進歩や新たなサービスの創出に柔軟に対応できる知財制度や契約ルール等を整備する。

①権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）を導入する（再掲）

著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入に向け、ベルヌ条約等の規定を踏まえ、規定振り等について検討を行い、2009年度中に結論を得て、早急に措置を講ずる。

（文部科学省）

②著作権法上のいわゆる「間接侵害」を明確化する

著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関し、行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確にすること等について早急に検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る。

（文部科学省）

③契約ルール等の確立により、デジタルコンテンツの流通を促進する

i) 放送コンテンツの二次利用に係る権利処理の円滑化を図るため、「映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会」における民間の自主的な合意形成等を通じ、権利の集中管理の拡大や標準的な契約ルールの確立を促進する。

（内閣官房、総務省、文部科学省、経済産業省）

ii) 放送コンテンツに係る取引を促進するため、放送番組の出演者に係る権利処理の円滑化や不明権利者の探索等の効率化に取り組む実演家団体による組織の活動状況を把握し、その円滑な取組を支援する。

（総務省、文部科学省）

iii) 著作権法の裁定制度の改正を踏まえ、所在不明の権利者がいる場合におけるコンテンツの二次利用を円滑に進めるための制度等について検討を行い、2009年度中に結論を得る。

（文部科学省）

iv) 放送コンテンツ等のデジタルコンテンツの権利処理の進捗状況等を踏まえ、流通促進について多角的観点から適宜法的対応の検討を行う。

（内閣官房、総務省、文部科学省）

④クリエイターへの対価の還元を適切に行うための環境を整備する

情報のデジタル化によって劣化のない高品質な複製が可能となる中、ユーザーの利便性に配慮しつつ、クリエイターへの対価の還元が適切に行われるための環境について制度面・契約面の両方の観点から検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

(8) インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策を強化する

インターネットを通じた著作権侵害コンテンツの氾濫は、事業者の適正な利益の確保を阻み、創造力の低下につながるおそれがある。

このため、インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策を強化する。

①著作権侵害コンテンツを排除するための取組を強化する(再掲)

- i) 被害実態等を踏まえ、コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方やプロバイダの責任の在り方等法的保護の在り方、権利者が民事的措置をより迅速かつ容易にとることができるようにするための方策等、ネット上の違法コンテンツ対策の在り方について検討を行い、2009年度中に結論を得る。

(内閣官房、総務省、文部科学省、経済産業省)

- ii) 著作権侵害コンテンツの削除要請を効率化する技術的手段の活用など、権利者団体やプロバイダ事業者等の行う著作権侵害コンテンツを排除するための自主的な取組を支援する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

- iii) Winny 等のファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対し、警告メールを送付するなど電気通信事業者と権利者団体が連携した侵害行為を排除する仕組みづくりを支援する。

(警察庁、総務省、文部科学省)

②海外におけるインターネット上の著作権侵害コンテンツ対策のための基盤を整備する(再掲)

2009年度から、海外におけるインターネット上の著作権侵害コンテンツ対策を効果的に行うための基盤整備に向け、社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の取組を関係省庁が一体となって支援する。

(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省)

③インターネット上の著作権侵害コンテンツの取締りを強化する(再掲)

捜査職員の能力向上や取締り体制の整備等を通じて、インターネット上の著作権侵害コンテンツに係るサイバー犯罪の取締りを強化する。

(警察庁)

4. 知的財産権の安定性・予見性を確保する

ビジネスリスクの低減を図るため、知的財産権の安定性・予見性を確保するための取組を強化する。

①無効判断の原因分析を行う

特許侵害訴訟において特許が無効と判断された原因について2009年度中に分析を行う。

(経済産業省)

②特許審査結果の安定性確保に向けた方策を検討する

出願公開前に審査が行われ、第三者による情報提供の機会のないまま特許権が付与される案件が増加している現状等を踏まえ、特許権の安定性を確保するため、異議申立制度の導入等による外部知見の活用も含めた方策について、2010年度中に一定の結論を得るべく検討を行う。

(経済産業省)

③国内外の特許文献と非特許文献のシームレスな検索環境を整備する

先行技術の検索環境をより充実させるため、2009年度から中国、韓国等の外国特許文献検索のためのシステム開発を行うとともに、特許文献と論文等をシームレスに検索するための検索システムの在り方について検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る。

(経済産業省)

④特許の有効性判断に係る紛争処理スキームを見直す

特許の有効性が無効審判と特許侵害訴訟の両者によって争うことができるいわゆる「ダブルトラック」に係る問題への対応策について、2010年度中に一定の結論を得るべく検討を行う。

(経済産業省)

⑤著作権法上のいわゆる「間接侵害」を明確化する（再掲）

著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関し、行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確にすること等について早急に検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る。

(文部科学省)

⑥意匠の権利範囲を明確化する

意匠の権利範囲（登録意匠の類似範囲や部分意匠の権利範囲）の明確化及びデザイナーの創作基盤の整備を図るため、意匠審査基準の明確化を進めるとともに、特許庁の公知意匠資料データベースの公開促進のための方策の在り方について検討を行い、2009年度中に結論を得る。

（経済産業省）

⑦審査基準策定過程を透明化する

2008年度に設置された特許に関する「審査基準専門委員会」など、利用者や司法関係者等から構成される審査基準に関する専門委員会等における審議とパブリックコメントを通じた透明性の高い一連の審査基準の策定プロセスを2009年度中に定着させる。

（経済産業省）

⑧知的財産に強い法曹人材の育成状況を調査する

技術的素養を有するなど知的財産に強い法曹人材の増加が求められているところ、理系出身の法曹人材に係る育成状況を把握するため、2009年度から、法科大学院の入学者における理系出身者の人数や割合のほか、志願者における理系出身者の人数や割合など、法科大学院における理系出身者の入学選抜状況や育成状況について調査を実施する。

（文部科学省）

5. 利用者ニーズに対応した知財システムを構築する

知財制度の利用に関連するコストの低減やサービスの質の向上を図るため、利用者本位の知財システムの構築に向けた取組を強化する。また、知的財産関連の行政サービスの内容に関する情報を利用者にとって分かりやすく提供する。

①行政サービスの質の向上に向けた取組を強化する

知財システム全体に関する利用者ニーズを的確に把握した上で行政サービスの質の向上を図るため、企業、大学等の制度利用者から行政サービスに関する意見や要望を収集し、それらに対する検討結果及び回答を公表するとともに、その検討結果に応じて必要な措置を講ずる等の取組を推進する。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省)

②著作権登録制度の運用を改善する

2011年度運用開始予定の著作権登録原簿の電子化に向け、必要となるシステムの整備及び登録情報の公開の充実や書類交付手続の簡素化を進める。

(文部科学省)

③審査基準を明確化する

先端医療分野の特許保護を始め保護対象や判断基準が内外の利用者にとって分かりやすく、かつ、予見可能なものとなるよう特許庁の審査基準の明確化を進める。

(経済産業省)

④中小・ベンチャー企業に対する特許手数料減免制度を見直す

中小・ベンチャー企業に対する特許手数料減免制度について、特許特別会計の収支の状況、利用者ニーズ、他の利用者に与える影響等を踏まえつつ、資格要件の緩和、減免範囲の拡充、申請手続の簡素化等について検討を行い、2009年度中に可能なものから着手する。

(経済産業省)

⑤出願人のニーズに応じた審査処理スキームを構築する

現在試行中のスーパー早期審査制度の本格導入を含め、出願人のニーズに即した審査処理スキームの構築に向け検討を行い、2009年度中に結論を得る。

(経済産業省)

(以上)

施 策 一 覽

推進計画2009 施策一覧【第1章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
1. イノベーション促進のための知財戦略を強化する			
(1) 技術革新や市場変化に的確に対応した知財制度を構築する			
1) 知財制度及び運用を見直す			
1	※	①特許制度の在り方を総合的に見直す 2010年度中に一定の結論を得るべく、特許制度の在り方について、イノベーション促進の観点から総合的に検討を行う。	経済産業省
2	※	②先端医療分野における特許保護に係る対象の見直しや明確化等を行う i)「先端医療分野における特許保護の在り方について」(2009年5月29日)に沿って、2009年度中に下記のa)及びb)に係る審査基準の改訂を行うとともに、特許審査官による協議等の活用により、改訂された審査基準の統一的運用を図る。また、先端医療分野における特許保護の状況に関する中長期的なフォローアップに資するため、2009年度から特許制度の運用状況等を始めとした必要な情報の収集・分析を行う。 a) 医薬(細胞組織医薬を含む)の用法、用量に特徴のある発明及び最終的な診断を補助するための人体のデータ収集方法の発明を新たに特許対象とする。 b) 生化学手段(細胞や薬剤)と機械・器具の組合せ発明、細胞の分化誘導方法等の生体由来材料の体外における処理方法に係る発明、生体由来材料の新規治療用途に係る用途発明等の発明が特許対象であることを明確化する。	経済産業省
3	※	ii) 上記 i)により改訂された審査基準の内容を大学や研究機関に周知するため、2009年度から、ライフサイエンス分野における審査基準の説明会を大学や研究機関向けに行うなどの取組を一層充実させる。また、出張面接審査や補正の示唆を行う等、ユーザーフレンドリーな審査を推進する。 さらに、海外における権利取得を促進するため、2009年度から、諸外国の先端医療分野における外国の制度及び運用に関する情報(特に請求項の書き方等の権利取得の手法に関する情報)をインターネット等を通じて広く提供するとともに、諸外国の制度・運用の改正に応じ随時更新する。	経済産業省
4	※	iii) 先端医療分野における大学や研究開発機関の研究者等が知的財産について相談できる体制の整備、これらの機関の知的財産専門スタッフの更なるスキルアップ、先端医療分野の技術や海外の特許制度や知的財産の活用について詳しい知的財産の専門家の育成・確保に向け、必要な措置を2009年度から検討を開始し、早急に結論を得る。	内閣官房 内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省
5		③特許権の存続期間延長制度を見直す DDSのように革新的な製剤技術を用いた剤型のみが異なる革新的医薬の対象への追加、延長の要件、延長する特許権の数及び回数、延長された特許権の効力範囲などを含めた制度の在り方につき、国際的な動向等も踏まえつつ、引き続き総合的な検討を行い、早急に結論を得る。	経済産業省
6		④機能性食品等に関連する用途発明の保護の在り方を検討する いわゆる機能性食品等に関連する用途発明について、研究開発の動向や2006年6月の審査基準改訂後の特許出願・審査の状況及び国際的な保護の状況を考慮しつつ、これらの発明の特許保護の在り方について、2009年度中に関連業界の意見を踏まえて議論を行い、その結果に応じて必要な方策を講ずる。	経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第1章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
7		⑤職務発明制度の運用状況等の情報を収集し、これを評価する 国際競争力の強化の観点から、諸外国の職務発明に関する制度や慣行、我が国の職務発明制度の運用状況等について、継続的に情報収集及び評価を行う。	経済産業省
8	※	⑥社会的ニーズの高い分野における特許取得を支援する。 環境技術等の社会的ニーズの高い技術分野のイノベーションを促進するため、特許制度に関連したインセンティブ措置も含め、当該分野の特許取得支援のための措置について検討を行い、2009年度中に結論を得る。	経済産業省
9		⑦動き、音等の新商標の導入を検討する 商標制度の国際的な制度調和の観点から、産業界のニーズも踏まえて、現行商標法で保護の対象とされていない動き、音等を保護対象とすることについて検討を行い、2009年度中に結論を得る。	経済産業省
10	※	⑧権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)を導入する 著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入に向け、ベルヌ条約等の規定を踏まえ、規定振り等について検討を行い、2009年度中に結論を得て、早急に措置を講ずる。	文部科学省

2) 権利付与を迅速化する

11	※	①特許審査処理を迅速化する i) 2013年に特許審査順番待ち期間を11か月にするという中期目標の達成に向け、2009年度における特許審査順番待ち期間を29か月台にとどめるため、必要な審査官の確保、無駄のない戦略的な出願・審査請求に資する情報提供の強化等の総合的な取組を推進する。	経済産業省
12		ii) 中期目標を達成するための毎年度の実施計画を策定・公表するとともに、前年度の目標及び実施計画の達成状況を公表する。	経済産業省
13		②特許審査処理能力を向上する i) 既存の各登録調査機関に対して人材を確保しつつ調査可能な技術範囲を拡大することを促して各登録調査機関の処理能力の向上を図るとともに、登録調査機関への新規参入を促進し、登録調査機関への先行技術調査の外注を拡大する。	経済産業省
14		ii) 必要な審査官を十分に確保するとともに、ポストドクターや研究者OB、審査・審判経験者等の専門補助職員(先行技術調査等を行う補助職員)としての採用を強化する。	経済産業省
15		③特許出願・審査請求構造改革を促進するための環境の整備を進める i) 出願人自らが出願時・審査請求時等に出願内容を精査する際の参考情報の提供を強化するため、自社の出願件数や審査結果等に関する「自己分析データ」を入手可能とする「特許戦略ポータルサイト」を充実させつつ、その利用の拡大を促す。また、2009年度中に「特許審査着手見通し時期照会」について、その正確性の向上や提供情報の充実など、更なる有効活用策を検討し、必要な措置を講ずる。	経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第1章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
16		ii) 特許出願前及び審査請求前に十分な先行技術調査を行う環境を整備するため、特許電子図書館(IPDL)の検索機能を向上させるとともに、審査官と同等の検索端末の設置数を拡大する。また、出願人等の求めに応じて先行技術調査を行う特定登録調査機関への参入を促す。	経済産業省
17		iii) 出願取下・放棄に対して審査請求料を一部返還する制度の在り方について、2009年度中に、出願人のニーズを踏まえ再検討を行い、必要な措置を講ずる。	経済産業省

3) 植物新品種の保護を強化する

18		① 育成者権の保護強化に向けた環境整備を進める 育成者権の侵害判定を容易にするために必要なDNA品種識別技術を、新たな品目に対して開発するとともに、開発された技術の現場における実用性を検証し、普及させる。また、侵害発生時に迅速・的確にDNA品種識別技術が活用できる体制を強化するため、登録品種のDNAの保管数を拡大する。	農林水産省
19		② 植物新品種の登録出願に関する国際的な審査協力を拡大する 植物新品種の登録に関する出願の国際的な増加に対応し、国際間における迅速・的確な権利保護を図るため、栽培試験方法及び審査基準の国際的な調和を推進するとともに、審査データの相互利用について、協力対象国を現在協力を行っている欧州以外にも拡大し、対象植物を拡大する。	農林水産省
20		③ 東アジアにおける植物品種保護制度の整備と調和を推進する 東アジア各国における植物新品種保護制度の整備と調和を図るため、2008年度に設置した「東アジア植物品種保護フォーラム」を活用し、制度についての意識啓発・普及セミナーや、各国担当者の審査・栽培試験技術の習得を目的とした研修、審査基準・審査方法の国際的調和に向けた専門家会合及びDNA品種識別技術に関する専門家会合等の取組を進める。	農林水産省

(2) 大学、中小企業等の知的財産の総合プロデュース機能を抜本的に強化する

1) 総合プロデュース支援体制を整備する

21	※	① 産業革新機構の体制を整備する 企業や大学等に分散する技術・人材等を柔軟に組み合わせ、新たな付加価値を創出する事業活動等に対してリスクマネーを供給する産業革新機構の体制を2009年度中に整備する。	経済産業省
22	※	② iPS細胞技術の事業化を加速する総合支援体制を構築する i) iPS細胞技術に関し、関係機関による基礎研究や応用研究を促進し、その成果を国内外において的確に権利化し事業化につなげるための知財戦略が構築・実践されるよう、関係省庁が連携をとりつつ必要な支援を行う。	内閣官房 内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省
23	※	ii) 産業界が推進するiPS細胞技術に係る知的財産活動支援プロジェクトに対し必要な支援を行う。	経済産業省
24		③ 知財プロデューサーをリーダーとするチームを派遣する 大学、研究機関、企業等、複数の機関が連携する研究開発コンソーシアムにおける総合プロデュース機能を強化して、総合プロデュース機能の模範的事例を輩出するべく、2009年度から、知財プロデューサーをリーダーとして事業化を視野に入れた知的財産戦略の策定を支援するチームを派遣し、その派遣先を拡大する。	経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第1章】

項目番号	重点施策	施策	担当省庁
25		<p>④中小企業における知的財産を戦略的に活用した経営を支援する 法律、技術、金融、販売等の専門家からなるチームを中小企業(ベンチャー企業を含む。以下同じ。)に派遣することにより、中小企業の知財戦略を取り入れた経営の定着を支援するとともに、かかる支援人材の育成を図り、総合プロデュース機能を向上させる。</p> <p>また、2008年度に策定した支援人材育成に関するマニュアルの周知徹底を図るとともに、知財戦略を取り入れた経営の定着のための新たな方策について検討すべく、2009年度中に、これまでの派遣事例の分析を行う。</p>	経済産業省

2) 産学官の情報共有体制を強化する

26		<p>①技術戦略マップを活用した戦略的研究開発を推進する 「特許出願技術動向調査」の各技術分野の特許出願動向や個別技術区分の特許出願・論文発表の国籍別件数を活用するなど、「技術戦略マップ」において特許情報の活用を強化する。</p>	経済産業省
27		<p>②関連する特許や文献等を容易に検索できる環境を整備する 2009年度から、産学の研究開発活動や知的財産活動全体を対象として、関連する特許や文献等をリンクする新しいシステム(J-GLOBAL)を本格的に移動する。</p> <p>また、特許・論文情報統合検索システムの特許技術用語辞書を整備し、2009年度から当該辞書のシステムへの搭載を開始するとともに、その利便性向上に関する要望を収集・分析する。</p>	文部科学省
28		<p>③産学の情報共有に有効な場を提供する 企業と大学との情報交換を円滑に行うため、大学のシーズを企業に説明する「新技術説明会」や企業のニーズを大学に説明する「産から学へのプレゼンテーション」などの取組を強化する。</p>	文部科学省
29		<p>④科学技術コモンズの取組を促進する 2009年度から、各大学や企業等が保有する知的財産権等について、相互運用性の確保等によるイノベーション創出の促進を図るため、特許権情報を始めとする科学技術情報を自由に利用しあう「場」である、科学技術コモンズの構築について検討の上、具体的取組に着手する。</p>	文部科学省
30		<p>⑤リサーチツール特許等に係る統合データベースを充実する ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許使用の円滑化により研究開発を促進するため、政府資金を原資とする研究開発から生じた企業等のリサーチツール特許等の統合データベースへの登録を促進する。</p>	内閣府 文部科学省 農林水産省 厚生労働省 経済産業省
31		<p>⑥ライフサイエンス分野のリサーチツール特許に係る指針を普及させる 2007年3月に総合科学技術会議で決定された「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」を踏まえ、2009年度中に、ライフサイエンス分野における政府資金を原資とする研究開発の公募要領において当該指針の遵守を義務付けるとともに、大学等や企業における指針に沿ったライセンスポリシーの整備等の取組について実施状況をフォローアップし、結果を公表する。</p>	内閣府 文部科学省 農林水産省 厚生労働省 経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第1章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
3) 大学等の産学連携機能を強化する			
32	※	①大学の知的財産本部やTLOの統廃合・専門化により機能強化を図る 現行の大学の知的財産本部やTLO(技術移転機関)の機能強化を図るため、2009年度から、現行の支援事業の実効性を評価した上で、個々の事情に応じた連携・集約や特定の技術分野・機能への専門化を促進すべく支援を行う。	文部科学省 経済産業省
33		②大学知的財産本部・TLOの機能強化の取組を推進する 大学の知的財産本部やTLOの機能強化を図るため、 i) パテントマップの作成等を通じて、研究開発の早い段階から、大学研究者に対し特許情報の提供を行う ii) 大学研究者が論文発表を行う前にその出願可能性についてレビューを行う仕組みを導入する iii) 知財担当者が研究者を随時訪問したり、研究チームの中に研究成果の特許化等を検討する者を加える ことを知的財産本部やTLOに促すとともに、これら機関の機能強化に関する取組状況を調査する。	文部科学省 経済産業省
34		③大学等における知的財産活動への適切な資源配分を奨励する i) 産業界との連携の強化、特許の出願や維持管理、人材の確保等に必要の費用を確保するため、大学等が知財関連活動に対して十分な資源配分を行うことを奨励するとともに、2009年度中に、大学における知的財産活動に係る経費の収支の実態を調査する。	文部科学省
35		ii) 2009年度から、産学共同研究等における知的財産修士(MIP)・MOT・MBA人材の活用及び知的財産専門職大学院など当該人材の育成機関との連携を促進するため、事業化を目的とする国の研究開発事業において、その実施者が必要な資金を確保できるよう措置する。	文部科学省
36		④共同研究における学生等の位置付けを明確化する 共同研究等にポストドクターや院生・学生・留学生が参加した場合の知的財産権の帰属や守秘義務等について、大学等のルール整備を加速するため、参考となる事例や留意点を広く周知する。	文部科学省
37	※	⑤産学連携における外部機能の積極的活用を促進する 2009年度から、科学技術振興機構(JST)や新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の産学連携支援機能を評価し、必要な強化を図るとともに、大学知的財産本部やTLOにおけるこれら外部リソースの活用を促す。	文部科学省 経済産業省
38		⑥特許権の獲得、譲渡、実施許諾に関する外部リソースの適切な活用を促進する 2009年度中に、大学の特許権の獲得、譲渡、権利許諾等において、一般の外部リソース(知的財産法務実務者を含む。)についても必要に応じた適切な活用が図られるよう促す。また、大学の必要に応じて、技術専門分野を踏まえた弁理士の関与が円滑に行われるよう日本弁理士会に協力を促す。	文部科学省 経済産業省
39		⑦大学発ベンチャーを活性化する 2009年度中に、施設利用に関する優遇措置を含む各種ベンチャー支援について、休眠状態のベンチャーから有望なベンチャーや新しいベンチャーへ人的・金銭的リソースが円滑に再配分されるよう、適切なインセンティブスキームを構築するため、大学発ベンチャーの実態の調査及び課題の抽出を行う。	文部科学省 経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第1章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
4) 大学等における総合プロデュース環境を整備する			
40		<p>①重要特許の獲得へ向けたインセンティブを向上する 2009年度から、より効果的な知的財産の確保のため、知的財産権の創出が期待される競争的資金の研究課題の選定における選考基準での知的財産戦略に関する項目の状況を調査し、研究プロジェクトの性格に応じて、例えば研究プロジェクトにおける知的財産管理に必要な体制が確保されていることや、研究成果に関する知的財産管理の方針(共同発明等成果の取扱い、秘密情報の共有範囲の取扱い等)が合意されていることを選定の条件にするなど、必要な改善を行う。その際、知的財産関連経費についても必要に応じて支出できるようにする。</p>	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省
41		<p>②大型研究開発プロジェクトにおける知的財産管理を円滑化する 2009年度から、複数の大学等や企業が参加する国原資の大型研究開発プロジェクトにおいて知的財産管理が複雑であった事例を研究することにより課題や問題点を産学の関係者が共有するとともに、産学で当該事例を利用した研究会(研修会)を実施する。</p>	文部科学省
42		<p>③共同研究の成果の活用を一層促進する 大学・企業間で共同出願や単独出願のメリットについて十分な議論を行って共通認識を形成した上で、共同研究の円滑な実施を確保しつつ共同研究成果の適正な配分を前提とした権利帰属やライセンスの取扱いに係る合意形成を追求していくことを促すとともに、権利を集約し大学等もしくは企業による単独出願とする選択肢も当然排除されるべきではないとの基本的考え方を大学やTLO、企業に周知する。</p>	文部科学省 経済産業省
43		<p>④共有特許の扱いについて当事者間の柔軟な契約を促す 特許法第73条の規定が特許流通・技術移転の阻害要因となり得るかどうか等の現状を調査・分析した「共同研究における特許の取扱いに関する調査研究報告書」を公表するとともに、大学・TLOや企業に対して、共有特許の処分や利用方法等の扱いは当事者間の合意により自由に決め得るものであることを周知し、互いの立場を尊重し柔軟に契約交渉を行うことを促す。</p>	文部科学省 経済産業省
44		<p>⑤研究開発を実用化につなげていく取組を促進する 国の委託研究により得られた特許権等の適切な活用を促進するため、日本版バイドール規定の適用及び活用状況を調査するとともに、2009年度から、これら特許権等の移転や専用実施権等の設定について事前承認制を導入する。</p>	経済産業省
45		<p>⑥国等が保有する特許の活用を促進する 2009年度中に、国又は研究開発型独立行政法人が保有し、一定期間未利用となっている特許について低廉な価格でライセンスを行う等してその活用を促進するとともに、国が保有する特許の実施状況を公表する。</p>	総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省
46		<p>⑦特許の質及び発明者の評価指標を集計し、活用する 大学の特許、論文及びその発明者、著者ごとに他の特許出願明細書や拒絶理由通知書において引用された回数(特許の被引用数)を集計し、特許や論文の質評価及び研究者評価において活用する手法の確立について、2009年度中に検討し、一定の結論を得る。</p>	文部科学省
47		<p>⑧研究者の立場から知的財産政策を点検する 2009年度中に、我が国科学者を代表するアカデミーである日本学術会議において、国際的な動向も視野に入れつつ、学界の要望等も踏まえ、知的財産政策等に関して検討を行い、具体的な提言を行う。</p>	内閣府

推進計画2009 施策一覧【第1章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
5) 革新的な知的財産の創造基盤・支援体制を強化する			
48	※	①革新的な知的財産の創造基盤・支援体制を強化する i) 2009年度から、研究に集中できるサポート体制を整備するとともに、多年度にわたり自由に運営できる研究資金を交付するなど、従来にない全く新しい「研究者最優先」の制度を創設する。	内閣府 文部科学省
49	※	ii) 2009年度から、我が国の研究環境の国際化等のため、世界トップレベルの研究者や若手研究者の招聘や施設設備の整備による世界最先端の研究開発拠点形成の取組を強化する。	文部科学省 経済産業省
50	※	iii) 2009年度から、我が国の研究環境の国際化や大学における研究支援者等の確保を支援する。その際、大学が知的財産の活用に必要な人材を十分に確保することを可能とする。	文部科学省
51	※	②大学発のイノベーションを加速するため、知的財産システムを見直すオープン・イノベーションの進展等に伴う世界的な知的財産獲得競争への対応として、大学等の基本的な発明を質の高い特許に結びつけるとともに産学共同研究や大学等の知的財産の活用を一層促進する観点から、知的財産権制度の在り方、共同研究における知的財産権の帰属の在り方、特許関連費用の負担の在り方、知的財産人材の確保の在り方を含め、2009年度から大学発のイノベーションを加速する知的財産システムに関する総合的な検討を行い、早急に結論を得る。	内閣官房 内閣府 文部科学省 経済産業省
6) 中小企業における知的財産の活用を促進する			
52		①中小企業等に対するノウハウ管理マインドの向上を図る 特許情報活用支援アドバイザー等が企業等とコンタクトする機会を最大限に活用し、ノウハウ管理に対するマインドが不足している中小企業等に対して、情報管理体制の重要性について普及啓発を行う。	経済産業省
53		②研究開発段階からの研究開発戦略や出願戦略策定の支援体制を強化する 中小企業において知的財産を意識した研究開発や事業展開が促進されるよう、特許情報活用支援アドバイザーなどを利用した研究開発戦略や出願戦略の策定支援を引き続き推進する。 また、一部の地方公共団体で行われている研究開発戦略や出願戦略策定への支援助成等の先進的な取組について情報収集を行い、他の地方公共団体においても積極的な支援が行われるよう、地域知的財産戦略本部を通じて情報提供を行う。	経済産業省
54	※	③ものづくり中小企業の知的財産の創造・活用を支援する 2009年度に、中小企業のものづくり基盤技術に係る研究開発を支援するとともに、試作開発から販路開拓等まで一貫した支援を行う。	経済産業省
55		④中小企業向けの特許流通・事業化支援を強化する 知的財産を活用した事業化の支援体制を強化するため、専門人材やパートナーとの連携により総合的な支援機能を有する地域力連携拠点に対して、特許流通アドバイザー等の特許流通促進事業について広く周知を行う。	経済産業省
56		⑤知的財産を活用した資金調達の多様化を図る i) 2009年度から、中小・ベンチャー企業において知的財産を活用した資金調達を促進するため、資金調達型の知財信託、知財担保融資及び特定目的会社のスキームを利用した資金調達の事例を収集し、積極的に周知する。	経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第1章】

項目番号	重点施策	施策	担当省庁
57		ii) 知的財産を活用した資金調達を促進するため、特許を受ける権利を質権の目的とすることの是非について、2010年度中に一定の結論を得るべく検討を行う。	経済産業省
58		⑥金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の周知に努める 2009年度から、金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の趣旨を踏まえた金融機関の適切な対応を促すため、また、中小企業が金融機関の融資判断に当たっての着眼点を理解し、自らの融資交渉に当たり知的財産を積極的に活用できるよう、金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の金融機関及び中小企業に対する周知に一層努める。 また、必要に応じて同マニュアルの改訂やQ&Aの作成等の措置を講ずる。	金融庁 経済産業省
59	※	⑦地域金融機関における知的財産の活用を促進する 地域金融機関における知的財産を活用した融資を促進するため、2009年度から、企業の強みとなる知的財産を含む無形資産の評価マニュアルを策定しその普及を図るとともに、各金融機関に対して知的財産に関する研修等を行う。	金融庁 経済産業省
60		⑧知的資産経営報告書の普及を図る 中小企業の資金調達が円滑に行われるよう、中小企業に対して、金融機関との情報共有を円滑化するコミュニケーション・ツールとしての「知的資産経営報告書」の作成・開示を奨励する。また、金融機関が企業評価の際に重視している非財務情報を明確化し、より一層の精度向上を図る。	経済産業省
61		⑨中小企業の優れた技術及び知財に対する認定・表彰制度の活用を促進する。 地域における中小・ベンチャー企業の優れた技術・知財に対する認定・表彰及びそれらを活用した融資の先進的な取組について情報収集をするとともに、地方公共団体及び地域金融機関に対し、地域知財戦略本部を通じて情報提供を行う。	経済産業省

7) 知的財産を活用して地域を振興する

62	※	①地域における産学官の共同研究開発を加速する 地域の特色をいかした産学官共同研究を加速し、研究成果の地域企業への展開を図るため、2009年度から、地域における産学官共同研究拠点の整備等を行う。	文部科学省 経済産業省
63	※	②地域知的財産戦略本部における第3フェーズの活動方針を策定する 知的財産施策と中小企業施策、農林水産施策、科学技術施策等との連携を深化させつつ、地域の特色やニーズに応じて知的財産を活用した地域振興を推進するため、地域知的財産戦略本部における第2フェーズ(2007～2009年度)の成果目標の達成状況に関する評価を行い、これを踏まえ、2009年度中に第3フェーズ(2010～2013年度)の活動方針を策定する。	経済産業省
64		③地方公共団体の知的財産に係る戦略や条例の実効性を高める 各地方公共団体の知財に係る戦略や条例に基づく施策の実施状況について、情報収集と公表を行い、知財支援施策に関する有用な情報の共有と地方公共団体相互の啓発を促す。	経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第1章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
65		④意欲的な地方公共団体に対する支援を強化する 意欲的な都道府県や政令指定都市等に対し、地域知的財産戦略本部とも連携して国の支援事業を重点的に実施する取組を、新たな地方公共団体の選定を行いつつ、その取組の成果については広く周知を行う。	経済産業省
66		⑤地域団体商標の活用を促進する 登録された地域団体商標や権利取得後の活用事例等を紹介する「地域団体商標2009」の作成、権利者等との意見交換会、「知財功労賞表彰」の一環で同制度の普及促進・発展に貢献した団体等の顕彰を行う。	経済産業省
67		⑥「本場の本物」認証制度の活用を促進する 加工食品を対象とした地域食品ブランド表示基準である「本場の本物」認証制度について、品目の拡大に向けた認定の取組を進める。	農林水産省
68		⑦地域資源を活用した商品の創出、販路拡大を支援する 地域ブランド化の取組や農商工連携による地域資源を活用した新事業の創出を促進するため、プロデューサーや専門家の招へいおよび市場調査等に対する支援、関係者の交流を促進するセミナーや販路拡大に向けた商談・展示会の開催等の取組を強化する。	農林水産省 経済産業省

(3) 企業における知的財産戦略を促進する

69		①企業の知的財産経営を促進する i) 企業における最高知的財産責任者(CIPO)や知的財産担当役員の設置を奨励し、事業戦略・研究開発戦略・知的財産戦略の三位一体の経営戦略が推進され、また、各企業の競争環境に応じてオープンな知的財産戦略とクローズドな知的財産戦略を適切に組み合わせたり、特許・意匠・商標を戦略的に組み合わせたりするなど、高度な知的財産戦略が実践されることを促す。 また、知的財産に携わる者に対して経営・事業に関する知見の習得を奨励し、経営・事業に携わる者に対して知的財産経営の習得を奨励する。	経済産業省
70		ii) 企業の知的財産経営を促進するため、知的財産戦略の実践に関する成功・失敗事例をまとめた知財戦略事例集「戦略的な知的財産管理に向けて」(2007年4月)を周知するとともに、2009年度から、事例集の充実に向け更なる事例の収集を行う。	経済産業省
71		②企業における知的財産関連情報の開示を促進する i) 2009年度から、知的財産報告書、知的資産経営報告書、知的財産関連情報を記載したアニュアルレポート(年次報告書)等を積極的に作成・公表することにより、自社の知的財産の強みを社内外に認識させ企業価値の向上を図ることを奨励する。	経済産業省
72		ii) 有価証券報告書において、開示すべき研究開発関連情報や知的財産関連情報(例えば、特許登録率、権利放棄率、権利活用率、ライセンス料率等)の明確化を図るため、これらの開示の在り方について検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る。	金融庁 経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第1章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
73		③知的財産の価値評価の実務を奨励する 企業等が知的財産を活用した経営を推進し、知的財産の流通を促進するため、2009年度から、知的財産の価値評価手法や価値評価のケーススタディを取りまとめた「知的財産の流通・資金調達事例調査報告」や「知的資産経営評価融資の秘訣」等の普及を図り、民間において信頼性の高い価値評価手法が確立され、知的財産の活用の目的や経営戦略を考慮に入れた評価実務が行われるよう奨励する。	経済産業省
74		④M&Aで取得した知的財産等を資産計上する際の留意点を検討する 国際会計基準へのスムーズな移行に向けて、M&Aで取得した知的財産や仕掛中のR&Dプロジェクトを資産計上する際の留意点について検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る。	金融庁

(4)イノベーション創出に資する知的財産人材を育成する

75	※	①研究開発戦略・知財戦略・事業戦略の三位一体化を担う人材を啓発・育成する i) 企業の経営者・経営幹部が知的財産を正しく理解し、知財戦略を事業戦略・研究開発戦略に組み込むことができるよう、経営者・経営幹部を対象とした知財戦略セミナー、シンポジウム、大学等における知財マネジメントスクール、各企業や業界団体との意見交換会等を通じて啓発活動を行う。	経済産業省
76	※	ii) 若手研究人材に対するTLO、大学知的財産本部、大学発ベンチャー、ベンチャーキャピタル、研究開発型独立行政法人、資金配分型独立行政法人、民間企業等での実践的研修(OJT)等への支援により、産学官連携に必要な総合プロデュース機能を担う人材を育成する。	文部科学省 経済産業省
77		②産学連携従事者の増員や能力の向上を図る 大学やTLOの産学官連携体制の強化を目的に、海外の法律・特許事務所や産学連携機関でのOJTなどを支援して、海外での侵害訴訟及び契約実務に精通し国際的に通用する産学連携従事者を育成する。	文部科学省 経済産業省
78		③総合アドバイザー型弁理士の能力の向上を図る コンサルティングや知財戦略の策定等を含めた知的創造サイクルの全般にわたった総合アドバイザー型弁理士の実務経験を増やすべく、2009年度から、地域中小企業に対して一定期間集中的に弁理士等を派遣し、知的財産コンサルティング事業を実施する取組を支援する。	経済産業省
79		④弁理士の必要な増員や資質の向上を図る i) 弁理士の資質の向上を図るため、2009年度から、実務修習や継続研修の着実な実施、企業部員など外部の人材との交流研修の実施など、知的財産に係る多様化するニーズに対応できる弁理士を育成するための日本弁理士会の取組を促すとともに、大学(法科大学院、知的財産専門職大学院)や工業所有権情報・研修館等を活用するよう促す。また、弁理士の必要な増員を図る。	文部科学省 経済産業省
80		ii) 共同受任に関する制度の運用状況や弁護士・弁理士の活動状況等の実情も踏まえ、特定侵害訴訟における単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用等について、2009年度以降検討を行う。	法務省 経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第1章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
81		<p>⑤知的財産に強い弁護士の増員や資質の向上を図る 司法修習において地方裁判所知的財産権部や知財法律事務所によって提供される選択型実務修習プログラムに積極的に応募することなどにより、知的財産に強い弁護士が増加することを期待する。また、知的財産に関する研修や講義を積極的に受けることなどにより、企業の経営・事業戦略をサポートするのに必要な知財実務に強い弁護士が増加することを期待する。 新司法試験においては知的財産法を含む選択科目別の合格者数を調査するなど、知的財産に強い法曹人材の養成が適切に行われているかを検証する。</p>	法務省
82		<p>⑥開放特許の活用支援人材を育成する 民間や地方公共団体等の関係者間で開放特許の流通が自立的に行われる体制が構築されるよう、地方公共団体による技術移転に関わる専門家の育成を引き続き支援する。</p>	経済産業省
83		<p>⑦農林水産分野や食品分野において知的財産に詳しい人材を育成する 農林水産省と経済産業省が連携しながら、農林水産関係者・食品産業関係者を対象とした知的財産研修を充実させるなどにより、農林水産分野や食品分野の知的財産人材を育成する取組を一層推進する。 また、2009年度から、人材育成の基本的考え方や研修方針など農林水産分野における知的財産人材の育成方針を検討する事業検討委員会を開催するとともに、当委員会の意見を踏まえて、地域ブランドや生産現場における知的財産の活用を中心とした研修を実施する。</p>	農林水産省 経済産業省
84		<p>⑧知的財産人材育成推進協議会を支援する 2009年度から、知的財産人材の育成の観点から知的財産分野の魅力を向上させる啓発・普及活動を行うとともに、社会で求められる知的財産人材像を明らかにし、その人材像を目指す過程で通る多様なキャリアパスに応じた研修等を各関係機関で実施していくよう、知的財産人材育成推進協議会に促し、これを支援する。</p>	法務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省
85	※	<p>⑨地域における知的財産教育を推進する ものづくり教室、発明教室等の知的財産の創作に関する課外活動を通じて創意工夫に対する興味やオリジナリティの尊重を教えたり、学校からの要望に沿うように専門家を活用した出前授業を行ったりするなど、各学校段階に応じた知的財産教育を推進する。</p>	文部科学省 経済産業省
86		<p>⑩知的財産を教える教育者を育成する 課外活動の指導者や教員を対象とした知的財産に関する研修を充実させるとともに、知的財産に関する知識を高める機会を増やすべく、これらの研修で知的財産管理技能検定の受検を奨励する。</p>	経済産業省
87		<p>⑪知的財産の創造、保護、活用の体験教育を推進する 高校生や大学生を対象とした「パテントコンテスト」や中学生を対象とした「ものづくり知的財産報告書コンテスト」の充実を図るとともに、2009年度から、自ら創作した意匠に関し意匠権の取得を体験する「デザインパテントコンテスト」を実施することにより、知的財産の創造、保護、活用の体験教育を推進する。</p>	文部科学省 経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第1章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
88		<p>⑫大学等における知的財産教育を推進する 知的財産に関する授業科目の開設状況を調査しつつ、例えば、知的財産に関する授業科目の開設や、知的財産権制度だけでなく知的財産と経営・事業との関係を教える授業の実施など、それぞれの専攻に即した知的財産教育を充実させるといった自主的な取組を高等専門学校、大学、大学院、法科大学院、知的財産専門職大学院等に促す。 また、経営系の人材に対する知的財産教育を充実させるため、2009年度から、知的財産の活用をテーマにした経営・経済を学ぶ学生向けの教材を作成する。</p>	文部科学省 経済産業省
89		<p>⑬知的財産を学ぶ大学等の学生のインターンシップを促進する 企業での知的財産実務を経験する場を拡充するために、知的財産を学ぶ大学等の学生の企業(中小企業を含む)でのインターンシップを促進する。</p>	文部科学省 経済産業省
90		<p>⑭知的財産教育に関するカリキュラム開発などを支援する 専門高校及び高等専門学校における知的財産教育を推進させるべく、知的財産権教育の普及推進と定着を目的とした「知的財産教育推進協力校」における指導モデルの開発を支援する。 また、専門職大学院における知的財産教育を推進させるべく、技術経営系専門職大学院におけるMOT教育コアカリキュラムの開発や知的財産専門職大学院における知財実務教育の開発などを支援する。</p>	文部科学省 経済産業省

(5) オープン・イノベーションの進展に対応した環境を整備する

1) 知的財産の円滑な活用を促進する

91	※	<p>①適切な権利行使の在り方を検討する 知的財産権の濫用的な権利行使の問題について、正当な権利行使を尊重するとの前提の下、産業の健全な発展を図る観点から、民法上の権利濫用の法理や米国の判例(eBay判決)等を考慮しつつ、差止請求に係る要件等の在り方、損害賠償請求制度の在り方等について、2010年度中に一定の結論を得るべく検討を行う。</p>	経済産業省
92		<p>②知的財産権の権利行使に対する独占禁止法の適用範囲の明確化を図る 知的財産に係る独占禁止法違反被疑事件の事例の蓄積状況、産業界からのニーズ等を踏まえ、知的財産権の権利行使に係る独占禁止法の適用範囲や解釈について検討し、必要に応じてガイドラインの整備を行う。 また、ガイドラインで示された独占禁止法の適用に関する考え方に対する一層の理解の促進を図るため、知的財産に係る相談事例を可能な範囲で周知する。</p>	公正取引委員会
93		<p>③下請取引の適正化を推進する 関係府省による連携を行いつつ、パンフレット等の配布や親事業者に対する講習会等により下請代金支払遅延等防止法(「下請法」)の規制内容に関する周知を行うとともに、法令違反や望ましくない取引慣行等の知財に関する事例を提示した業界別指針や2008年度より設置された「下請かけこみ寺」の取組の周知を行う。また、知的財産権に関連する下請法違反被疑行為に係る情報の収集を効果的に行うために必要な措置を引き続き講ずる。</p>	公正取引委員会 経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第1章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
94	※	④未登録の通常実施権の保護制度(当然保護制度)を検討する 特定通常実施権登録制度や特許法改正後の通常実施権登録制度の運用状況、諸外国の制度運用の動向、知的財産権取引に係る契約実務の実態、産業界のニーズ等を踏まえ、未登録の通常実施権に係るライセンス保護制度の導入の可否について、2010年度中に一定の結論を得るべく検討を行う。	経済産業省
95	※	⑤実施許諾の意思の登録制度の導入を検討する 特許流通の活性化や未利用特許の有効活用を促進するため、特許権者が第三者への実施許諾の意思がある旨を特許原簿等に登録した場合に特許料を減免するライセンス・オブ・ライト(License of Right)制度の導入について、2010年度中に一定の結論を得るべく検討を行う。	経済産業省
96		⑥未利用の知的財産の活用を促進する 工業所有権情報・研修館等に登録された開放特許の活用例に加え、2009年度から、民間の事業者が手がけた知的財産の仲介事業の成功事例を公表する。 また、企業や大学等に対し、企業や大学等が保有している知的財産の定期的な棚卸し・再評価を奨励するとともに、他者へのライセンスや売却など開放意思のある未利用特許等については、企業等の独自のウェブサイト、工業所有権情報・研修館の特許流通データベース、科学技術振興機構の研究成果展開総合データベース等を用いて公開することを積極的に促す。	文部科学省 経済産業省
97		⑦農林水産分野における知的財産の活用を強化する i) 農林水産分野の新技术や種苗の活用・流通を促進するため、2008年度から実施された特許等の流通によるモデル事業において課題を抽出し、技術・ノウハウの管理手法の開発や特許等の許諾契約に係るマニュアルの作成等の支援を行う。また、資金や情報収集・発信能力が十分でない農業者や中小企業等を支援するため、知的財産の活用・管理の委託方法の検討を行い、必要な措置を講ずる。	農林水産省
98		ii) 農林水産・食品分野の特許・品種の利用を促進するため、農林水産知的財産統合検索システム(aff-chizaiサーチ)について必要な改善を図るとともに、活用事例の収集等を行い、さらなる利用促進を図る。	農林水産省
99		⑧ソフトウェアの円滑な活用を促進する ソフトウェア業界におけるソフトウェアの円滑な活用の観点から、2008年度より実施された、ソフトウェアの保護の在り方の検討や知的財産に関する課題の整理の結果を公表し、周知を図る。	経済産業省
100		⑨ASP・SaaSの利用促進に向けたガイドラインを普及する ソフトウェアの機能をオンデマンド方式でユーザーに供給する新たなサービスであるASP(Application Service Provider)やSaaS(Software as a Service)について、今後普及の拡大が見込まれていることから、当該サービスを導入する際の諸問題を解決するため、2008年1月に公表された「SaaS向けSLAガイドライン」の普及を図る。具体的には、2009年度において、経済産業省が構築している中小企業向けSaaS活用基盤(J-SaaS)に同ガイドラインを適用する等の取組を行う。	経済産業省
101		⑩オープンソースソフトウェアの円滑な活用を図る オープンソースソフトウェアのライセンス条件を取り決めたGPLv3について解釈上の問題を整理した「GNU GPLv3逐条解説書(第1版)」の周知を図る。	経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第1章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
102		⑪情報分野の新規サービスの創出を促進する i)次世代をリードする情報の検索・解析・信憑性検証技術とその基盤技術の開発・国際標準化による先進的な事業の出現を促進する。	総務省 文部科学省 経済産業省
103		ii)利用者に応じて、適した商品等の情報を提供するサービスが円滑に提供できるよう利用者のプライバシーを保護しつつ利用者に関する情報を安心・安全に収集・蓄積・活用するための方策等について検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る。	経済産業省

2)技術流出を防止する

104	※	①営業秘密侵害の抑止力を高めるための法制度を整備する 秘密管理された技術情報等を保護するための実効的な法制度を整備するため、裁判の公開の要請に十分配慮し、被告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続の確保に留意しつつ、その刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための法的措置の在り方について検討を行い、可及的速やかに結論を得る。	法務省 経済産業省
105		②企業等における適切な営業秘密管理を促進する 改正不正競争防止法を踏まえ、企業等における適切な営業秘密管理を促進するため、営業秘密管理指針等を見直すとともに、普及・啓発を行う。	経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第2章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
2. グローバルな知財戦略を強化する			
(1) 世界知財システムの構築等に向けた取組を強化する			
1) 国際的な権利取得を容易にする環境の整備を進める			
106	※	①特許審査の国際的ワークシェアリングを拡大する i) 特許審査ハイウェイ(PPH)について、そのネットワークの更なる拡大を図るべくカナダ、オーストラリア等との交渉を進めるとともに、「多国間特許審査ハイウェイ会合」の実務者級会合を2009年度中に東京で開催することを通じ、PPHの要件及び手続の各国間での共通化に向けた議論を主導する。	経済産業省
107		ii) 審査の実質的な相互承認の実現に向け、審査結果の相互利用の最大化を図るため、日米欧三極特許庁間において、ワークシェアリングのための適切な先行技術文献の検索環境の在り方について議論を行い2009年度中に一定の結論を得るとともに、ファーストアクションに添付する引用文献の記載形式の統一の検討や新規性の審査基準に関する比較研究などの取組みを推進する。	経済産業省
108	※	iii) ワークシェアリングの実効性を高めるため、これまでの日米欧三極特許庁間のワークシェアリングの経験をいかしつつ、日中韓特許庁間における審査基準の比較研究、五大特許庁(日米欧中韓)間における審査結果へのアクセス向上のための協力等を行う。	経済産業省
109	※	②特許制度の国際調和を我が国が主導する i) 先願主義への統一を含む実体特許法条約(仮称)の草案について先進国間で合意することを目指し、米国の先願主義への移行の動きを後押しするとともに、欧州にグレースピリオドの扱い等に関して柔軟性を示すよう働き掛けを行うなど、我が国が議論をリード・加速する。	外務省 経済産業省
110		ii) 2008年度に我が国でも導入した特許出願明細書に関する日米欧三極特許庁の共通出願様式の他諸国における導入のための必要な働き掛けを行う。 さらに、請求項の記載形式など、三極共通出願様式に含まれなかった事項について、日米欧三極特許庁において、その統一に向けた議論を進める。	経済産業省
111	※	③ハイレベルな知的財産外交を推進する 国際的な制度調和、審査ワークシェアリングの拡大、模倣品・海賊版の拡散防止、ITセキュリティ製品に係る技術情報の流出防止等の実現に向け、2009年度から、ハイレベルな知的財産外交を積極的に展開する。	外務省 文部科学省 経済産業省
112		④特許協力条約に基づく国際出願制度の改善を推進する 特許協力条約(PCT条約)に基づく国際出願制度のワークシェアリングの機能・効率性を向上させるため、世界知的所有権機関(WIPO)におけるPCT改革の議論を我が国が主導するとともに、同国際出願制度の事務処理システムの可能な限りの電子化に向け、2009年度から書類仕様について関心国間で検討を行い、一定の結論を得る。	外務省 経済産業省
113		⑤優先権書類の電子的交換システムの利用を拡大する 米国、欧州、韓国以外の国との間でも自国の出願日を証明する書類(優先権書類)の電子的な交換を実現し、外国出願時の出願人の手続的な負担軽減を図るため、優先権書類を他国の特許庁との間で電子的に相互に提供するシステムについて、途上国を含め参加国を拡大するべく、必要な働き掛けを他国特許庁に対して行う。	経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第2章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
114		⑥アジア地域等のマドリッド協定議定書の加入を促す 商標の国際的な権利取得を容易にするマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度について、我が国出願人による利用を促進するため、二国間や地域的な枠組みを通じて、加入が遅れている東南アジア地域等の加入を働き掛ける。	外務省 経済産業省
115		⑦多国間で相互に受入れ可能な指定商品・役務のリストの普及を図る 海外で商標権を取得する出願人の手続負担を軽減し海外での権利取得を支援するため、日米欧の三極間で相互に受入れられる指定商品・役務表示のリスト(三庁リスト)の拡充を図るとともに、2009年度から三庁リストへの参加を他国当局に対して働きかける。	経済産業省

2) アジア地域等における知的財産制度の整備と協力を促進する

116	※	①アジア諸国に対する知財人材育成等に対する支援を推進する i) グローバルな知的財産基盤の整備を進めるため、相手国のニーズや制度の整備状況等を踏まえつつ、アジア諸国に対する人材育成支援を実施するとともに、インドネシア及びマレーシアに対する工業所有権行政の能力向上に係る支援、ベトナム、カンボジア及び中国に対する法制度整備に係る支援などを実施する。	法務省 外務省 経済産業省
117		ii) 日本で知的財産に関する研修を受講した者のフォローアップや活用について検討し、必要な対応を行う。	経済産業省
118		②特許取得手続におけるAPEC協力イニシアティブを推進する APECの各エコノミーによる特許審査結果の相互利用を促進するために必要な各国制度上の手続及び申請書類様式の共通化について検討を行うなどにより、「特許取得手続におけるAPEC協力イニシアティブ」をさらに推進する。	外務省 経済産業省
119		③我が国の特許審査・サーチ結果のアジア諸国等における利用環境を充実する 我が国の特許審査・サーチ結果に関する情報を英語に機械翻訳し、海外の特許庁において利用可能とする「高度産業財産ネットワーク(AIPN)」について、2009年度から、利用の少ない東南アジア地域等を対象にセミナーや研修を行い、その利用の拡大を図る。	経済産業省
120		④自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)等を活用する 自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)や投資協定などの二国間・複数国間協定を通じて、我が国産業界等の要望に沿った「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」等の国際約束で規定されているよりも厚く実効的な知的財産の保護が達成されるよう、インド、オーストラリアなどとのEPA交渉を進めるとともに、韓国との交渉再開、2008年度に署名完了したベトナム、スイスとのEPAの早期発効を目指す。	外務省 財務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省
121		⑤遺伝資源等と知財との関係に係る国際ルールの構築に貢献する 遺伝資源や伝統的知識、フォークロアと知的財産制度との関係に関する問題について、産業界の意見も踏まえながら、関係省庁間が連携して、世界貿易機関や世界知的所有権機関における国際的な議論、2010年に我が国で開催される生物多様性条約の締約国会議に向けた国際的な議論に積極的に貢献する。また、途上国に対して、当該問題に関する相互理解を促進するためのセミナー等を開催するとともに、遺伝資源の利用に関する研修を実施する。	外務省 文部科学省 経済産業省 環境省

推進計画2009 施策一覧【第2章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
(2) 海外での模倣品・海賊版による被害を低減させるための取組を強化する			
1) 外国市場対策を強化する			
122	※	①模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)の早期妥結を目指す 関係国による正式な交渉が開始された模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)について、交渉の2010年中の妥結を目指し、より一層国際的な関心を高めるとともに、関係国・地域との協議において、方針や見解を迅速かつ明確に示し議論をリードし、関係省庁が一体となって取組を加速する。	警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省
123	※	②侵害発生国・地域に対する具体的要請を強化する 中国を始めとする侵害発生国・地域に対し、動画共有サイト上の違法コンテンツ排除等インターネット上の著作権侵害対策を始め、デザイン模倣対策、再犯防止、地方保護主義是正、輸出段階での差止め、郵便物の引受検査徹底等に関する制度改善や取締りの実効ある強化等について、閣僚レベルを始め様々なレベルにおいて、また官民合同ミッションの派遣や税関等行政機関への能力構築支援等を通じ、具体的に要請し、協力を行う。	警察庁 総務省 外務省 財務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省
124		③米国やEU諸国等との連携を強化する 侵害発生国・地域における模倣品・海賊版対策を効果的に実施するため、首脳・閣僚レベルの定期・個別協議や「知的財産権に関する日・EU対話」等を積極的に活用するとともに、第三国における知的財産保護に関する情報交換のための会議の開催等を通じて、米国やEU諸国等との連携を強化する。	外務省
125		④多国間の取組をリードする 主要国首脳会議(G8サミット)を始めとして、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋経済協力会議(APEC)、世界貿易機関(WTO)、世界知的所有権機関(WIPO)、世界税関機構(WCO)等の国際機関・フォーラムにおいて、模倣品・海賊版問題が首脳を始めハイレベルで取り上げられるよう働き掛けを行うとともに、参加国間の取組を積極的に推進する。	総務省 外務省 財務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省
126		⑤模倣品・海賊版対策の能力構築を支援する アジア諸国を始めとする開発途上国の政府関係者等に対し、官民が協調して能力構築支援を実施するとともに、世界税関機構(WCO)等多国間枠組における能力構築支援の取組を積極的に支援する。	警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省
127		⑥侵害状況調査制度の見直しのための調査を行う 「知的財産の海外における侵害状況調査制度」の見直しを図るため、2009年度において、諸外国の同種制度の現状等に関する調査を行う。	外務省 経済産業省
128		⑦在外公館等の支援機能を強化する i) 在外公館において、模倣品・海賊版被害を受けている我が国企業を支援するため、大使自ら相手国政府に対して働き掛けを行うなど取組の強化を図る。また、知財担当官制度について、その活用状況等を含め、海外進出をしている企業本社等に対し周知活動を行う。	外務省
129		ii) 在外公館の知財担当官等現地職員の専門性向上、在外公館と日本貿易振興機構(JETRO)その他関係機関との連携、現地企業間の連携支援等を通じ、在外公館やJETROの相談・支援機能を強化する。	外務省 経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第2章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
130		⑧コンテンツ海外流通マーク(CJマーク)の活用を促進する 2009年4月に法人化されたコンテンツ海外流通促進機構(CODA)により展開される「コンテンツ海外流通マーク(CJマーク)」について、その周知・普及や中国等への商標登録国の拡大、調査・摘発活動を支援する。	警察庁 文部科学省 経済産業省
2) 国内における対策を強化する			
131		①水際対策における諸外国・地域との連携・協力を促進する 外国税関との情報交換等を通じて、情報に基づいた効果的な水際取締りを実施するとともに、侵害発生国・地域の税関当局に対し、輸出段階の取締り強化を要請する。また、郵政当局間においても、郵便物の引受検査等による侵害品の国際郵便による送達防止への協力を要請する。	総務省 外務省 財務省
132	※	②税関における水際取締り体制を強化する i) 知的財産侵害物品の輸出入取締りに関する情報の収集・蓄積、職員の専門性の向上、必要な職員の確保等を通じて、水際取締りのための推進体制を強化する。	財務省
133		ii) 差止申立制度の周知等により同制度の利用を促進するとともに、手続の利便性向上の観点から、侵害認定における権利者との情報共有を更に充実させる。	財務省
134		③巧妙化・複雑化する模倣品・海賊版の流通に対応した取締りを強化する 個人使用目的を仮装した輸入等巧妙化・複雑化する模倣品・海賊版の流通に対応するため、税関等における取締りを厳正に行う。また、知的財産侵害物品に係る取締り状況や被害状況、個人輸入・所持の規制に関する諸外国の動向等について、関係府省が連携しつつ情報の収集・分析に努める。	警察庁 法務省 財務省 文部科学省 経済産業省
135	※	④警察における取締りを強化する 外国取締当局との情報交換の強化、職員の捜査能力の全国的な向上等を通じ、警察における知的財産侵害事犯の取締りを強化する。	警察庁
136		⑤劇場内で無断撮影された映像の違法流通への対策を推進する 「映画の盗撮の防止に関する法律」について、その周知徹底、映画関係事業者による自助努力、違反行為の取締り等、官民挙げて劇場内で無断撮影された映像の違法流通への対策を推進する。	警察庁 文部科学省 経済産業省
137	※	⑥模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動を強化する i) 模倣品・海賊版の購入を容認しない適切な消費行動を促すため、民間の取組との連携等を通じ、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を始め関係省庁が一体となった戦略的な啓発活動を展開する。	内閣官房 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省
138	※	ii) 2009年度から、インターネット上の著作権侵害コンテンツ等模倣品・海賊版に関し、若年層に対する啓発活動を強化する。	警察庁 総務省 文部科学省 経済産業省
139		iii) 模倣品・海賊版対策に対する国民の理解を促進する観点から、取締り等に関連するデータ・情報について、分かりやすさ、アクセスの容易さ及びデータの利便性等に配慮しつつ、ウェブサイト等において積極的に公表する。	警察庁 法務省 財務省 農林水産省

推進計画2009 施策一覧【第2章】

項目番号	重点施策	施策	担当省庁
140		⑦窓口機能を充実する 政府模倣品・海賊版対策総合窓口は、ウェブサイトによる情報提供を行い、権利者や企業等からの相談に対し、関係府省の連携を確保しつつ、迅速に対応するとともに、総合窓口に関する年次報告を作成する。	経済産業省
141		⑧模倣品・海賊版関係省庁連絡会議等の開催により各種施策の連携を強化する 「模倣品・海賊版関係省庁連絡会議」等関係府省間の会議を機動的に開催すること等を通じて、各種施策について、関係府省が連携しながら政策調整を密に行う。	内閣官房
142		⑨官民・民民の連携体制を促進する 国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)、コンテンツ海外流通促進機構(CODA)、不正商品対策協議会、日本関税協会知的財産情報センター等による模倣品・海賊版対策への支援等を通じて、官民・民民の連携を促進する。	警察庁 外務省 財務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省

3) インターネット上での対策を強化する

143		①インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する i) インターネットオークション上の知的財産侵害品の出品の削除や出品者情報の開示が迅速に行われるよう、関連するガイドラインを周知し運用を促進する。	警察庁 総務省
144		ii) 特定商取引法の運用基準を明確化するため、模倣品・海賊版の出品状況や被害の実態を踏まえ、2009年度中に、「インターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドライン」の一部見直しを行う。	経済産業省
145		iii) 「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」等を通じて、オークション事業者による正確な本人確認を促進するとともに、出品者・消費者への啓発活動の強化、協議会への更なる参加促進等、権利者・オークション事業者が一体となった自主的取組を推進する。	警察庁 総務省 文部科学省 経済産業省
146		iv) 権利者、オークション事業者及び捜査機関による「情報共有スキーム」の活用や買受捜査等を通じ、違法出品者の取締りを推進するとともに、積極的な事件広報を実施し、インターネット上の知的財産侵害事犯の抑止を図る。また、古物営業法に基づく出品者の本人確認等について指導を徹底する。	警察庁
147	※	①著作権侵害コンテンツを排除するための取組を強化する i) 被害実態等を踏まえ、コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方やプロバイダの責任の在り方等法的保護の在り方、権利者が民事的措置をより迅速かつ容易にとることができるようにするための方策等、ネット上の違法コンテンツ対策の在り方について検討を行い、2009年度中に結論を得る。	内閣官房 総務省 文部科学省 経済産業省
148	※	ii) 著作権侵害コンテンツの削除要請を効率化する技術的手段の活用など、権利者団体やプロバイダ事業者等の行う著作権侵害コンテンツを排除するための自主的な取組を支援する。	総務省 文部科学省 経済産業省
149	※	iii) Winny等のファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対し、警告メールを送付するなど電気通信事業者と権利者団体が連携した侵害行為を排除する仕組みづくりを支援する。	警察庁 総務省 文部科学省

推進計画2009 施策一覧【第2章】

項目番号	重点施策	施策	担当省庁
150		iv)官民連携して国内外のインターネット上の著作権侵害コンテンツの状況やその対策に関する実態調査を行う。	総務省 文部科学省 経済産業省
151	※	②海外におけるインターネット上の著作権侵害コンテンツ対策のための基盤を整備する 2009年度から、海外におけるインターネット上の著作権侵害コンテンツ対策を効果的に行うための基盤整備に向け、社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の取組を関係省庁が一体となって支援する。	総務省 外務省 文部科学省 経済産業省
152	※	③インターネット上の著作権侵害コンテンツの取締りを強化する 捜査職員の能力向上や取締り体制の整備等を通じて、インターネット上の著作権侵害コンテンツに係るサイバー犯罪の取締りを強化する。	警察庁

(3)海外展開や海外リソースの活用を促進する

153	※	①海外の知財関連情報の提供を強化する i)我が国企業等の外国での特許出願等を促進するため、我が国産業界のニーズを踏まえつつ、アジア諸国やインド、ブラジル、ロシア等に関する知的財産関係法令の和訳などをホームページ等により提供する。また、2009年度中にロシア、ブラジルを始めとした中南米諸国等の知的財産権制度及びその運用状況について調査を実施する。	経済産業省
154		ii)我が国の先使用权制度と異なる中国等諸外国における制度の下で我が国企業が安定的な事業活動を行えるよう、諸外国における先使用权の立証制度及びその使用方法に関する情報を我が国企業にホームページ・説明会等を通じて提供する。	経済産業省
155		②環境技術の移転を促進する i)地球規模の環境問題の解決に向けて発展途上国等へ円滑に技術移転ができるよう、ODA等による環境・エネルギーに関する協力事業等を戦略的に活用する。	外務省 経済産業省 環境省
156		ii)日本が得意とする省エネルギー技術・新エネルギー技術等をビジネスベースで世界に普及させるため、世界省エネルギー等ビジネス推進協議会等の活動を支援する。	経済産業省
157		③海外特許出願支援を強化する JSTの特許化支援事業について、大学に出願を選別させるインセンティブを働かせつつ、外国出願すべきものを適切に支援できるよう必要な拡充を行うとともに、外国出願時に必要な実施例の追加が効率的になされるようにするなど、引き続き改善を図る。その際、実用化に時間のかかる基本的な発明への支援にも配慮する。	文部科学省
158	※	④我が国地名等に係る海外の商標登録問題に対処するための体制を強化する i)我が国の地名、品種名等が海外において商標出願又は登録される問題に対処するため、2009年度中に都道府県や農林水産関係団体から構成される「農林水産知的財産保護コンソーシアム」を設け、海外における商標出願・登録状況の監視や異議申立手続等に係る相談を行う体制を整備する。	農林水産省
159		ii)我が国の地名、品種名等が海外で第三者によって商標登録されることを防止するため、閣僚レベルを始め様々なレベルにおいて各国に対して商標制度及びその運用の改善を働き掛ける。	外務省 農林水産省 経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第2章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
160	※	<p>⑤中小・ベンチャー企業による外国出願を支援する 中小・ベンチャー企業の外国出願を支援するため、都道府県等の中小企業支援センターを通じた特許の外国出願費用助成制度の充実を図るとともに、助成対象を商標、意匠の外国出願へも拡大すべく、2009年度中に必要な措置を講ずる。</p>	経済産業省
161	※	<p>⑥中小・ベンチャー企業の海外への事業展開に対する支援策を拡充する 中小・ベンチャー企業の外国出願、外国での侵害調査に関する現行の支援制度を拡充するとともに、海外展開に対して一貫した支援を行う観点から、情報提供から権利の取得、権利行使、模倣品対策までの各支援の在り方を検討し、2009年度中に結論を得る。</p>	経済産業省
162	※	<p>⑦大学の国際的な産学官連携活動体制を整備する 大学が国際的な産学官連携活動に関する基本方針を策定するよう2009年度中に促すとともに、必要な人材の確保や育成、諸外国の大学との情報交換会の開催、必要な英文契約書の書式整備、大学等が保有する知的財産を海外にライセンス等する際の参考となるガイドラインや事例をまとめる等、国際的な産学官連携活動に係る体制整備を支援する。</p>	文部科学省
163		<p>⑧大学等における輸出管理を強化する 大学等における自主的な輸出管理体制の構築を促進するため、外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づく技術提供管理等を効果的に行うため大学等が実施すべきことなどを取りまとめた「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)」や「安全保障貿易管理ハンドブック」を活用した大学等に対する説明会を開催するとともに、大学等における輸出管理体制の構築に係る相談に適確に対応する。また、2009年4月に、安全保障関連技術の対外取引について居住者及び非居住者間の取引のみならず、懸念のある対外取引の全てを許可対象とするなどの外為法改正が行われたことを契機として、当該改正の内容と併せて、外国企業等との共同研究により安全保障関連技術を提供する場合などには外為法の規制対象となることを、関係省庁が連携して大学等に対して、改めて周知を行う。</p>	文部科学省 経済産業省
164		<p>⑨海外アウトソーシングにおける技術流出防止等のためのガイドラインを策定する 企業のグローバル展開に伴って増大する技術流出リスクに対して、企業が適切な対策を行えるよう、2009年度中に、海外アウトソーシング時の技術流出等のリスクに関する管理手法について検討し、必要なガイドライン等を整備する。</p>	経済産業省
165		<p>⑩国際的な知的財産専門人材を育成する 言語能力や国際的なコミュニケーション能力など国際的な感覚を知的財産専門人材に習得させるべく、海外の知的財産専門人材との交流を充実させるよう日本弁理士会等に促す。 また、産業財産権制度の研究者に海外研修等を受けさせる事業に関して、2009年度から、これまでの取組を評価して今後の事業の在り方を早急に検討し、必要な措置を講ずる。</p>	経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第2章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
(4) 国際標準化活動を強化する			
1) 国際標準化への取組及び支援を強化する			
166	※	①企業における経営者層・管理職層の意識を改革する 事業化戦略と国際標準化活動の融合によって国際競争力を強化するため、国際標準戦略に関するシンポジウムの開催や企業との対話を実施するとともに、日本経済団体連合会や工業会等の産業界の各種団体に対して対象となる企業や技術分野の特性を考慮に入れつつ団体内における啓発活動を積極的に行うよう促すことにより、経営者層や管理職層の国際標準に対する理解の更なる増進を図る。	総務省 経済産業省
167		②国際標準案等の提案及び国際議長・幹事の引受けを積極的に行う 2015年度までに国際標準案等の提案件数において欧米主要国に比べて遜色なく国際標準化活動をリードするとともに欧米並みの議長・幹事引受数の確保を実現するため、産業界、学会、大学等に対し、国際標準化機構(ISO)、国際電気標準会議(IEC)、国際電気通信連合(ITU)等の国際標準化機関における標準化活動に積極的に取り組むよう促すとともに必要な支援を行う。ISO、IECについては、2015年度までに国際標準案の提案件数を倍増させる。	総務省 経済産業省
168		③国際標準活動に関する支援を積極的に行うよう促す 経済団体連合会や工業会等の産業界における各種団体に対し、会員企業の有志による海外渡航費補助や国際会議運営費補助など、産業界自身による国際標準化活動に関する支援措置を講ずるよう促す。 また、企業等による国際会議の日本開催の誘致を促すとともに国際標準化活動への投資も促す。	総務省 経済産業省
169		④研究開発と標準化活動の一体的推進を拡大する 公的研究機関において、その分野の特性に応じて、その国際標準化を明確に位置づけるよう促す。	総務省 文部科学省 経済産業省
170		⑤海外の国際標準化情報の収集及び提供を行う 諸外国の標準化団体との情報交換や関係団体の海外事務所の活用等を通じ、産業界等の要望等を踏まえ諸外国の国際標準化活動に関する情報を収集するとともに、その情報を産業界や大学、公的研究機関等に提供する。	総務省 経済産業省
171		⑥アジア等の諸外国との連携を強化する 2008年度から、「アジア・太平洋標準化イニシアティブ」(2007年7月)に基づく活動やアジア・太平洋電気通信共同体における標準化活動への取組を強化し、アジア・環太平洋において定期的な情報交換の場を設け交流を図り、人的ネットワークの強化、国際標準案の共同提案等に向けた取組、情報収集体制の強化を着実に実行し、アジア・太平洋地域諸国との更なる連携強化を図る。	総務省 経済産業省
172		⑦関係府省の連携を強化する 関係府省の連携強化のため、「国際標準化に関する関係府省庁連絡会」を開催し、関係府省における標準化に関する取組や諸外国の標準化動向などについて情報交換を行う。	内閣官房 総務省 文部科学省 経済産業省 国土交通省
173		⑧産学官の連携を強化する 産学における国際標準化活動経験者、若手研究者や技術系の学生などの将来の国際標準化活動を担う人材の交流促進や我が国政府の国際標準化活動に関する取組や支援策の周知などを情報交換の場を利用するなどして行う。	総務省 経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第2章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
2) 国際標準化人材を確保する			
174		①国際標準化人材を育成する i) 標準化の支援機関等により、新任議長や幹事や国際標準化活動の経験の少ない若手を含む国際標準化活動参加者に対し、例えば、国内外の国際標準化活動経験者を講師として各種研修、セミナーを開催するなどして、支援を拡充する。	総務省 経済産業省
175		ii) 2008年に整備された、国際標準化活動の経験者を次世代の人材育成のために活用する「標準化エキスパート制度」に基づく「標準化エキスパート」を有効に活用した次世代の人材を育成するプログラムを2009年度中に策定、実施する。	総務省
176		iii) より多くの大学等に対して標準化に関するモデル教材を提供することなどにより、各大学の自主的な取組を促進する。	総務省 経済産業省
177	※	②研究者の業績評価を改善する その研究開発が国際標準化活動に関係する場合、2009年度中に、大学や公的研究機関が「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(2008年決定)に沿って、研究者の標準化活動への寄与をその業績評価の項目に追加するよう促し、公的研究機関における評価項目の状況を調査するとともに、大学における評価の先行事例を収集し大学に広く周知する。	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省
178		③顕彰制度を充実する 国際標準に対する認識を高めるとともに、国際標準化活動に対するインセンティブを与えるため、国際標準化に貢献した個人、その活動を支援した企業(経営者)や大学等の表彰、国際標準化に特化した大臣表彰制度などの国際標準化に関する顕彰制度の更なる充実に向けた取組を推進する。	総務省 経済産業省
3) 国際標準に関するルール作りに貢献する			
179		①国際標準に関するルールづくりに貢献する ISO、IEC及びITUにおいて共通化された標準技術に関する知財の取扱いルールを円滑な運用を図るとともに、その運用状況の情報収集を行い、必要に応じ、国際標準化機関に対する働き掛けを行う。	総務省 経済産業省
180		②国際標準に関する特許の円滑な実施を図る 標準技術に関する知財の取扱いを明確化するための検討に積極的に取り組むべく、国際的な議論の場の構築も視野に入れつつ「RAND条件(非差別的かつ合理的な条件)」に関連する判例及び競争政策当局の判断の動向を注視し関連する情報の収集・分析を行うとともに、結果の公表を行う。	総務省 経済産業省
181	※	③標準技術を円滑に実施可能とする方策を検討する 国際的な動向や国内における権利行使の状況を踏まえ、社会的ニーズの高い標準技術に関する特許発明を円滑に実施可能とする方策について、パテントプール化した場合の知的財産権の運用ルールの整備、濫用的な権利行使の制限、裁定実施権の適用等を含め、特許政策や独占禁止政策など幅広い観点から、2010年度中に一定の結論を得るべく検討を行う。	公正取引委員会 経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第3章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
3. ソフトパワー産業の成長戦略を推進する			
(1) ソフトパワー産業の振興を図る			
182	※	①ソフトパワー産業における中小企業支援策の活用を促進する 2009年度から、産業クラスター等を活用し、地域のソフトパワー産業のネットワーク形成を促進するとともに、産学官連携や異業種間連携の支援、インキュベーション機能の強化、販路開拓等の中小企業支援策のソフトパワー産業における積極的な活用を促進する。	経済産業省
183	※	②地域におけるソフトパワー産業を育成する 地域におけるソフトパワー産業のネットワーク形成を促進し、地域の発信力向上を図るため、2009年度から、地域に眠るソフト資源(自然、産業遺産、観光資源等)に関する放送番組を含む映像コンテンツの製作・対外発信活動を支援する。	総務省 経済産業省
184	※	③新しいメディアを活用した新規サービスの創出を促進する i) 通信・放送を融合・連携させた新しいサービスの創出を促進し得る法制度の在り方について検討を行い、2010年を目途に結論を得る。	総務省
185	※	ii) 携帯端末向けマルチメディア放送を円滑に実施するため、2010年4月を目途に必要な制度整備を行う。また、コンテンツのインターネット流通等に関するルール整備を促進するため、2009年度から、サイバー特区を活用した様々な事例の実証実験を実施する。	総務省
186	※	iii) 情報化された商業空間等(e空間)を活用した新たな情報利活用を促進するため、2009年度から、新しい無線通信技術やサービスモデルに係る実証実験を実施する。	経済産業省
187	※	iv) 2009年度から、IPTVや次世代デジタル・サイネージ等の新たな形態のプラットフォームの普及・展開等に関する総合的戦略の策定に向けた取組を進めるとともに、2009年度から、自由な発想で新たなビジネスモデルを構築するための実証実験を行う。	総務省
188	※	④デジタルシネマ設備の整備を支援する 2009年度から、地域経済の活性化を担う映画館に対して、立体映像や多様なデジタルコンテンツ等の上映に必要なデジタルシネマ設備の導入を支援する。	経済産業省
189	※	⑤コンテンツの取引支援システムを構築する i) 2009年度から、音楽配信における利用データを集中処理し、円滑な使用料分配を可能とする「著作権情報集中処理機構」の利用状況を把握し、その円滑な運用を支援する。	総務省 文部科学省 経済産業省
190	※	ii) 日本経済団体連合会の主導により設置されたコンテンツの作品情報に関するデータベース(「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」)の全面的な見直し後の利用状況等を検証し、その運用の改善や多言語化の支援・協力を行う。	総務省 文部科学省 経済産業省
191	※	iii) 放送コンテンツの流通を円滑化するため、放送コンテンツの権利内容や交渉窓口等に関する情報を集約・公開するシステムの本格運用に向けた取組を進める。	総務省

推進計画2009 施策一覧【第3章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
192	※	iv) 権利処理の円滑化を図るため、2009年度から、ジャパン・コンテンツ・ショーケースや放送コンテンツの取引支援システムと連携しつつ、権利の所在をリアルタイムで把握できるデータベース機能を有する著作権取引支援システムを開発する。	経済産業省
193	※	⑥コンテンツの円滑な流通に適したコード付与を促進する コンテンツの円滑な流通を可能とするために策定された共通のIDコードをコンテンツ取引支援システムにおいて積極的に活用し、コンテンツ取引における利用許諾の一層の円滑化を図るなど、連携・普及に向けた関係者の自主的な取組を促進する。	総務省 経済産業省
194		⑦フィルムコミッションの映像制作活動を支援する 2009年度から、ジャパン・フィルムコミッションが行う各地域における効率的な撮影を進めるためのネットワークの形成や受入れ体制構築のための人材育成事業等を支援する。また、ジャパン・フィルムコミッションや地域のフィルムコミッションが行う国内外からのロケ誘致活動を関係省庁が連携して支援する。	文部科学省 経済産業省 国土交通省
195		⑧映像産業振興機構の活動を支援する 映画、放送、ゲーム、アニメ、音楽等の各業界が一体となって映像産業振興機構の活動に協力することを奨励するとともに、映像産業振興機構によるコンテンツ産業の人材育成事業やコンテンツ取引の市場整備に係る事業等を支援する。	総務省 文部科学省 経済産業省
196		⑨コンテンツ関連技術の研究開発を促進する i) ソフトパワー産業の活性化と新産業の創出等を図るため、立体映像技術や超高精細映像技術等の映像技術、制作支援技術等の技術開発を支援する。	経済産業省
197		ii) デジタル・ミュージアムの公開・展示技術の研究開発を促進するため、デジタル・ミュージアムに必要な技術等の詳細な調査検討を行う。	文部科学省
198		iii) IPTVを始めとする様々な配信形態で高品質のデジタルコンテンツを利用するために必要な伝送技術の実証実験を実施する。	総務省
199		⑩地上デジタル放送に係るインフラ整備を促進する 2011年の地上デジタル放送への完全移行に向け、2009年度から、受信相談体制の抜本的強化、高齢者・障害者等へのサポート、経済的に困窮度が高い世帯等に対する受信機器購入等の支援、受信障害対策共聴施設の整備支援等を実施する。	総務省
200		⑪コンテンツ製作に係る適正な取引を推進する i) アニメ、放送番組、映画等の各分野における取引の適正化を図られるよう、下請法に基づくきめ細やかな調査等を積極的に実施することにより、下請法及び独占禁止法の適切な運用を図る。また、コンテンツ製作を行う親事業者等を対象に下請法の講習会を開催し、下請法の普及啓発を行う。	公正取引委員会 経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第3章】

項目番号	重点施策	施策	担当省庁
201		ii) 契約見本や自主基準の作成など独占禁止法及び下請法違反行為の未然防止に向けた関係者の自主的な取組を促進するとともに、「放送コンテンツの製作取引の適正化に関するガイドライン」の周知広報、フォローアップ、内容の見直し等を実施する。	総務省
202		⑫弾力的な価格設定など事業者による消費者利益の向上を図るビジネス展開を奨励する 消費者利益の向上を図る観点から、事業者による書籍・雑誌・音楽用CD等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化に向けた取組を奨励し、実績を把握するとともに、かかる取組の強化を働きかけるなど、所要の取組を行う。	公正取引委員会 文部科学省 経済産業省
203		⑬税制上のインセンティブを周知・検討する 個人や法人によるコンテンツの制作への資金拠出を円滑化するため、これまでに講じられた税制上の措置の周知を図るとともに、制度の利用状況等を踏まえ、その在り方を検討する。	総務省 文部科学省 経済産業省 関係府省

(2) クリエーターの創作環境を充実しその育成を図る

204	※	①文化資源のアーカイブ化を推進する i) 2009年度から、東京国立近代美術館フィルムセンターにおいて、映画フィルムの収蔵機能を拡張するとともに、歴史的価値を有する日本映画等の映像コンテンツの高質で安定的な保存を行い、積極的な利活用のための基盤整備を行う。	文部科学省
205	※	ii) 2009年度から、放送局、番組制作会社等による優れた教育・教養分野の放送コンテンツのアーカイブ化を推進するとともに、IPTV等新たな技術を活用して小中学校等へ配信することにより教育における地上デジタル放送の利活用を促進する。	総務省 文部科学省
206	※	iii) 2009年度から、生地やデザインのデジタルアーカイブシステムの構築に向けた開発を行うとともに、アーカイブの展示会の開催等体験型アーカイブ事業を実施する。	経済産業省
207	※	iv) 内外の書籍情報等のデジタル化の動向を踏まえ、国立国会図書館において、中期計画に基づきデジタルアーカイブ化が進められ、2009年度には、入手困難な図書、雑誌、古典籍資料、学位論文等約90万冊のデジタルアーカイブ化やシステムの機能拡張が円滑に行われるよう連携を強化する。	内閣官房
208		v) 国立国会図書館における文化的・歴史的価値のある音源のデジタルアーカイブ化が円滑に行われるよう連携するとともに、音楽資料のアーカイブ化に向けた調査研究を実施する。また、写真のアーカイブ化に向けた取組を進める。	内閣官房 文部科学省
209	※	②メディア芸術の国際的な発信拠点を整備する 我が国のメディア芸術の国際的プレゼンスを高め、その一層の振興を図るため、2009年度から、メディア芸術に関する展示、収集・保管、調査研究、人材育成等を総合的に行う国際的な拠点を整備する。	文部科学省

推進計画2009 施策一覧【第3章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
210		③コンテンツ制作等への支援を充実する i) クリエーターの創造活動を活性化するため、大学やメディア芸術拠点等におけるコンテンツ制作や、コンテンツの国際共同制作等への支援を充実する。	総務省 文部科学省 経済産業省
211		ii) デザインやコンテンツ等に係る工学分野と芸術分野との融合領域における創造活動を促進し、メディア芸術における先進的な表現方法を支える基盤技術の研究開発を支援する。	文部科学省
212	※	④若手クリエイターを育成する i) 映画・アニメを始めとする分野における卓越した才能を持つクリエイターの輩出のため、2009年度から、若手クリエイターの才能を発掘しその製作の支援及び評価を行う。	経済産業省
213	※	ii) 2009年度から、メディア芸術祭の場を活用した若手クリエイターの新たな表彰・奨励の仕組みの創設に向けた取組を進める。	文部科学省
214	※	iii) 我が国映画界を担う新たな人材の育成の充実を図るため、将来を嘱望される若手映画作家を対象に本格的な映画製作のワークショップの実施や、短編映画作品を制作・発表する機会の提供等の取組を進める。	文部科学省
215		⑤大学等におけるコンテンツ分野の教育プログラムを充実する。 i) 新規事業や海外展開にチャレンジできる実践的な人材を育成するため、資格・検定制度の活用など学生に対して明確なキャリアパスを示しつつ、インターンシップの実施や産学連携を推進するなどにより大学等における教育プログラムの充実を促す。	文部科学省
216		ii) 海外展開にチャレンジできるプロデューサーを育成するため、資金調達、法務等に関するセミナーを実施する。	経済産業省
217		iii) エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークが行うコンテンツ関連の専門的な人材の育成を支援する。	内閣官房
218		⑥幼少期からの創造教育を推進する 創意工夫に対する興味や情報リテラシーなど創造社会を担う基礎的能力を養成する創造教育を幼少期から推進する。	総務省 文部科学省
219		⑦日本ブランドの海外への普及に貢献する人材を育成する 日本食、伝統文化、アニメ・マンガなどの日本ブランドを海外に積極的に普及するため、海外で日本ブランドの普及・発展に貢献し得る外国人を受理、知識・技術を習得させるための取組を進める。	文部科学省 農林水産省 経済産業省
220		⑧文化発信に貢献した外国人の顕彰制度を充実する i) 文化庁長官表彰制度において、我が国の文化を世界に発信することに貢献している外国人に着目した表彰・奨励の仕組みを2009年度中に創設する。	文部科学省
221		ii) 外国人叙勲において、伝統文化の普及、日本研究の促進などの従来の分野に加え、日本関連映画の製作、日本食の紹介など新しい分野を開拓する。	外務省

推進計画2009 施策一覧【第3章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
222		iii)海外で漫画文化の普及活動に貢献する漫画作家を顕彰する国際漫画賞において、2009年度から、応募作品、応募国・地域数を増加させるための取組を進める。	外務省

(3)ソフトパワー産業の海外展開を強化する

223	※	①コンテンツの海外展開を促進する i)官民の優秀な人材と資金の力を結集し、優れたコンテンツの海外展開を図る「コンテンツ海外展開ファンド」を2009年度中に創設する。	経済産業省
224	※	ii)2009年度から、地域の放送局や番組制作会社が製作した地域の自然、食、文化、歴史等に関する放送コンテンツを国内外に集中的に発信する「ふるさとチャンネル」の創設を行う。	総務省
225	※	iii)海外展開を視野に入れた映像コンテンツの製作、販路開拓等に対する総合的な支援策を検討し、2009年度中に一定の結論を得る。	内閣官房 総務省 経済産業省
226	※	②日本ブランド発信イベントの機能を強化する i)JAPAN国際コンテンツフェスティバルを総合的日本ブランド発信イベントに拡充・強化するため、2009年度から、オフィシャルイベントとして東京発日本ファッション・ウィークを開催するとともに、海外で開催される日本紹介イベント等との連携を図る。また、地域への展開を図るため、京都において関連イベントを開催する。	経済産業省
227	※	ii)日本食・日本食材の普及を図るため、2009年度から、我が国のコンテンツ等を紹介する日本ブランド関連イベントと連携して、日本食・日本食材のプロモーションを実施する。	農林水産省
228	※	iii)国際ドラマフェスティバルについて、2009年度から、マーケットにおける放送事業者等の共同ブースを充実させるとともに、海外のコンテンツマーケットにおける広報活動を強化する。また、マーケットと連動したアワード(表彰)の充実を図り、受賞作品を海外の放送局において放送する等の取組を推進する。	総務省
229		iv)メディア芸術の発信を強化するため、メディア芸術祭海外展の広報や内容を充実強化する。	文部科学省
230		v)東京国際映画祭について、TIFFCOMとの連携によりマーケット機能を強化するとともに、2009年度から、特色あるイベントの開催や効果的な会場の選定を行う。	経済産業省
231		vi)「東京発 日本ファッション・ウィーク」を強化し、ファッション情報発信拠点としての地位をより一層高めるため、2009年度から、海外の流行発信地におけるPRイベントを拡充する。	経済産業省
232		vii)日本人の感性を活かしたデザインやものづくりに関する情報発信を強化するため、2009年度から、「感性価値創造イニシアティブ」に基づく「感性価値創造ミュージアム」や「kansei - Japan Design Exhibition」等についての広報を充実する。	経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第3章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
233	※	③クリエイター海外派遣団事業を実施する 2009年度から、海外顧客獲得のためにデザイン・ファッションのクリエイターを戦略重点国に送り込む「クリエイター海外派遣団」事業を実施する。	経済産業省
234	※	④アジア・コンテンツ・ビジネスサミットを開催する アジア地域における国境を越えたコンテンツの製作・流通やビジネスに関する協働の促進を図るため、2009年度から、アジア主要国における官民合同のハイレベルな国際会議であるアジア・コンテンツ・ビジネスサミットを開催する。	経済産業省
235		⑤携帯端末向けコンテンツの海外展開を促進する 2009年度から、中国における携帯端末への音楽配信、映像配信、ゲーム配信等の我が国の先進サービスモデルの展開を支援する。	総務省
236		⑥流行発信地における日本製品の販路拡大支援を強化する i)日用品や伝統工芸品等の日本製品の販路拡大を図るため、2009年度から、現地に進出している日本人業者等のネットワークを通じた海外現地における販路開拓を強化しつつ、現地の百貨店・セレクトショップ等を活用したテストマーケティングや商談展示キャンペーン等を実施する。	経済産業省
237		ii)2009年度から、JETROにおいて、現地バイヤーとのマッチング等の支援を行う専門的な人材を大幅に増員するとともに、輸出拡大ミッションを派遣する。	経済産業省
238		⑦日本食・日本食材の輸出を拡大する i)輸出の拡大に向けた取組を加速化するため、検疫協議の加速化等の輸出環境の整備、品目毎の輸出実行プランの普及・充実、海外におけるアンテナショップの設置、食品産業の海外展開を促進するための投資セミナーの開催等を行う。また、酒類業者向けの輸出セミナーを開催する等により、日本産酒類の輸出に関する情報を提供する。	財務省 農林水産省
239		ii)2009年度から、海外の都市に構築した日本食関係者のネットワークを活用し、日本食・日本食材等のマーケティング、日本食レストランに対する調理技術や鮮魚の管理などの衛生知識の向上に向けた教育研修活動に関する取組への支援を強化する。	農林水産省
240		⑧海外における農林水産物や食品に関する知的財産の保護を強化する i)2009年度から、海外における我が国の地名や品種名等の商標出願状況の監視、模倣品等の発生状況に関する現地調査を実施する。	農林水産省
241		ii)日本産果実及び和牛の統一マークについて、海外への商標出願、海外の消費者に対する認知度の向上に向けた広報等に対する支援を行う。	農林水産省
242		iii)我が国の農水産物やその加工品の品種や産地の偽装を判別するDNAや微量元素を利用した識別技術の構築に向け、2009年度から、対象品目の拡大、開発された識別技術の妥当性の検証と判別法のマニュアル化、我が国の登録品種の標本・DNAの保存に向けた取組を強化する。	農林水産省

推進計画2009 施策一覧【第3章】

項目番号	重点施策	施策	担当省庁
243		⑨サービス業の海外展開を促進する 2009年度から、小売業や外食業等日本ブランドの発信につながる我が国サービス業の海外展開を促進するため、横断的な官民連携のプラットフォームを設置し、海外展開に係るベストプラクティスの共有やサービス業の海外展開を容易にするための現地消費情報の共有等の取組を実施する。	経済産業省
244		⑩映画に関する協力覚書を見直す 配給や資金調達等の連携を強化するため、2009年度中に、日本映像国際振興協会とフランス国立映画センターとの間で締結した「日仏映画協力覚書」の見直しを支援する。	経済産業省
245		⑪ソフトパワー産業に関する定量的な情報を充実させる コンテンツ産業等における輸出入や海外におけるライセンス収入に係る統計情報や労働人口に係る統計情報を収集・分析するとともに、各企業がIR活動等を通じて海外売上等に係る情報を公開することを促す。	総務省 経済産業省
246		⑫コンテンツ分野における海外市場の情報収集等を強化する 事業者の戦略的な海外展開を支援するため、JETROを通じたコンテンツ分野における海外市場の基礎的データ、市場動向、政策動向、法制度、商慣習、海賊版被害実態、ビジネスの成功事例等の有用な情報の収集、セミナーの開催やウェブでの公開によるこれら情報の提供を強化するとともに、JETROの海外拠点における企業相談を充実する。	経済産業省

(4) 拠点地域における発信力を強化する

247	※	①在外公館における支援機能を強化する 現地における情報発信機能等を強化して日本ブランドの展開を支援するため、日本貿易振興機構など関係機関との連携を強化しつつ、2010年度に在外公館に「日本ブランド支援センター」(仮称)を設置することに向けた取組を進める。	外務省
248	※	②在外公館等を活用した日本ブランドの発信を強化する 2009年度から、在外公館施設等を活用し、日本食・日本食材、伝統工芸品等の地域産品、コンテンツ、ファッション等の世界的に注目を集めている日本ブランドの紹介・普及等に向けた取組を一層強化する。	外務省 農林水産省 経済産業省
249	※	③アジア地域に対する戦略的な発信を強化する 2009年度においては、上海、香港、韓国、タイ、ベトナムなどを重点国・都市と定め、ビジット・ジャパン・キャンペーンの取組と連携しつつ、日本ブランドの発信を集中的に行う。	総務省 外務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省
250	※	④海外におけるコンテンツの規制緩和を働き掛ける 日中経済パートナーシップ等の協議の場において、日本のコンテンツが適切に流通できるよう、放送、映画、ネット配信等に係る規制緩和等の必要な措置を求める。	総務省 外務省 経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第3章】

項目番号	重点施策	施策	担当省庁
251	※	⑤侵害発生国・地域に対する具体的要請を強化する(再掲) 中国を始めとする侵害発生国・地域に対し、動画共有サイト上の違法コンテンツ排除等インターネット上の著作権侵害対策を始め、デザイン模倣対策、再犯防止、地方保護主義是正、輸出段階での差止め、郵便物の引受検査徹底等に関する制度改善や取締りの実効ある強化等について、閣僚レベルを始め様々なレベルにおいて、また官民合同ミッションの派遣や税関等行政機関への能力構築支援等を通じ、具体的に要請し、協力を行う。	警察庁 総務省 外務省 財務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省
252		⑥クロスメディアによる効果的な発信を実施する 2009年度から、JAPAN国際コンテンツフェスティバルやメディア芸術祭の日本ブランド発信イベントについては、ウェブサイト、在外公館等における日本文化紹介事業、国際共同番組、国際放送の活用など、複数のメディアを活用した効果的な発信を実施する。	総務省 外務省 文部科学省 経済産業省 国土交通省
253		⑦様々なメディアを活用しコンテンツを集中的に発信する i) 2009年2月に開始された外国人向け映像国際放送について、海外の視聴者の拡大を図るとともに、その積極的な活用や必要な支援策について官民一体となった取組を拡充する。	総務省
254		ii) 現地の放送チャンネルを含めた様々なメディアにおける露出機会の確保に向けた検討を進め、2009年度中に我が国のアニメ、テレビ番組等のコンテンツを集中的に発信するための方策について一定の結論を得る。	総務省
255		iii) アフリカ諸国に対するコンテンツの海外発信を支援するため、我が国の良質な放送番組の英語等への吹き替え経費の補助を行い、アフリカ諸国への番組提供を促進する。	総務省

(5) 訪日促進等を通じて認知度の向上を図る

256	※	①ビジット・ジャパン・キャンペーンを推進する 期待以上の満足感を得ることのできるあこがれの地、「プレミアム・ destinations」として我が国の魅力を発信するため、2009年度から、重点12市場(中国、韓国等)に対する外客誘致事業を強化するとともに、インド、ロシア、マレーシア等の新興市場を対象に追加する。併せて、消費意欲が旺盛な富裕層の取り込み、国際会議等(MICE)の誘致・開催等の取組を推進する。	国土交通省
257	※	②外国人富裕層への地域資源に関する発信を強化する 海外から希少性や品質について高い評価を得ている食や伝統工芸等の地域資源について、外国人富裕層に特化した新たな市場を確立するため、2009年度から、その発掘やネットワーク化を図り、戦略的な情報発信を行う。	経済産業省 国土交通省
258		③空港における情報発信機能を強化する 2009年度から、国際空港における免税エリア等での日本ブランド商品の販売や外国人旅行者の目に付きやすい場所での情報発信を強化する。	国土交通省
259		④国際的に高い品質を有するサービス産業を訪日外国人に利用しやすくする 2009年度から、国際的に高い品質を有する癒しや健診医療等の日本ならではのサービス産業について、訪日を促進する新たな魅力となるよう訪日外国人にその良さを体感してもらうため、事業者が訪日外国人向けサービスを円滑に提供できる環境を整備する。	経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第3章】

項目番号	重点施策	施策	担当省庁
260		⑤留学生の受入れを拡大する 2009年度から、地域における文化交流等を通じて将来的に日本の良き理解者となることを目指し、留学生30万人計画の推進の中で、コンテンツ分野等の留学生についても受入れを拡大する。	文部科学省
261		⑥日本語教育を推進する 2009年度から、アニメ、マンガ等をきっかけとして日本文化に対して興味を持った層の日本語学習への関心を高めるため、ポップカルチャーやe-ラーニング等の多様なメディアを活用した日本語教育を強化する。	外務省
262		⑦日本文化の発信・日本語教育と留学支援サービスの連携を強化する 2009年度から、日本文化の認知・日本語学習により高まった日本への留学願望を実際の留学につなげるため、在外公館や独立行政法人等との連携により、海外現地における日本文化の発信・日本語教育と日本へ留学を希望する者への支援サービスを強化する。	外務省 文部科学省

(6) ブランド力の向上に向けた取組を促進する知財制度を構築する

263	※	①農林水産品に対する地理的表示制度(GI)の導入に向け検討する WTO(世界貿易機関)における議論の進捗状況を見極めながら、決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産品に対し地理的表示を与える制度(GI)の整備について、国内企業等の既存の取組との調整を図りつつ2009年度から検討を行う。	農林水産省
264	※	②不使用商標対策を強化する 使用されていない商標権が新たな商標選択の幅を狭め、新商品・新サービスの事業展開の制約要因となっていることにかんがみ、不使用商標の削減や商標の円滑な取得のための方策について2009年度中に調査・研究を行う。 あわせて、倒産して企業等が名目上の権利者となっている不使用商標により後願の商標出願が拒絶される問題について、その対応策の検討に向け、調査・研究を行う。	経済産業省
265	※	③利用者の利便性を高めるための商標制度の見直しを行う 商標制度を活用してブランド力の向上を図る事業者を含む制度利用者の利便性を高めるため、著名商標の保護範囲や登録異議申立制度の見直しなど商標制度の在り方について検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る。	経済産業省
266	※	④デザイン創作活動を促進する意匠制度の在り方に関する調査・研究を行う 多様化しているデザイン創作活動を促進するため、意匠制度の在り方や利便性の向上のための方策について2009年度中に調査・研究を行う。	経済産業省

(7) デジタル・ネット時代に対応した知財制度等を整備する

267	※	①権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)を導入する(再掲) 著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入に向け、ベルヌ条約等の規定を踏まえ、規定振り等について検討を行い、2009年度中に結論を得て、早急に措置を講ずる。	文部科学省
-----	---	--	-------

推進計画2009 施策一覧【第3章】

項目番号	重点施策	施策	担当省庁
268	※	②著作権法上のいわゆる「間接侵害」を明確化する 著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関し、行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確にすること等について早急に検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る。	文部科学省
269		③利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する i) 著作物の保護期間の延長や戦時加算の取扱いなど保護期間の在り方について、保護と利用のバランスに留意した検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る。	文部科学省
270		ii) eラーニング推進のため、第三者が作成した著作物を学校の授業の過程で公衆送信により利用することについて、権利者・教育関係者間での権利処理の在り方などに係る教育関係者による具体的な提案を踏まえ、2009年度中に一定の結論を得る。	文部科学省
271		iii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医療関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報提供システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2009年度中に一定の結論を得る。	文部科学省 厚生労働省
272	※	④契約ルール等の確立により、デジタルコンテンツの流通を促進する i) 放送コンテンツの二次利用に係る権利処理の円滑化を図るため、「映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会」における民間の自主的な合意形成等を通じ、権利の集中管理の拡大や標準的な契約ルールの確立を促進する。	内閣官房 総務省 文部科学省 経済産業省
273	※	ii) 放送コンテンツに係る取引を促進するため、放送番組の出演者に係る権利処理の円滑化や不明権利者の探索等の効率化に取り組む実演家団体による組織の活動状況を把握し、その円滑な取組を支援する。	総務省 文部科学省
274	※	iii) 著作権法の裁定制度の改正を踏まえ、所在不明の権利者がいる場合におけるコンテンツの二次利用を円滑に進めるための制度等について検討を行い、2009年度中に結論を得る。	文部科学省
275	※	iv) 放送コンテンツ等のデジタルコンテンツの権利処理の進捗状況等を踏まえ、流通促進について多角的観点から適宜法的対応の検討を行う。	内閣官房 総務省 文部科学省
276	※	⑤クリエイターへの対価の還元を適切に行うための環境を整備する 情報のデジタル化によって劣化のない高品質な複製が可能となる中、ユーザーの利便性に配慮しつつ、クリエイターへの対価の還元が適切に行われるための環境について制度面・契約面の両方の観点から検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る。	総務省 文部科学省 経済産業省
277		⑥インターネット上でのユーザーの自由な創作・発表を促進する ユーザーの自由な創作・発表を促進するための自主的な取組を支援するとともに、複数の者が創作に寄与するコンテンツの権利の取扱い等について検討を行い2009年度中に一定の結論を得る。	総務省 文部科学省

推進計画2009 施策一覧【第3章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
278		⑦集中管理を拡大する 権利者に対し利用実態に応じた適正な利益を還元する著作権等管理事業者の取組を支援するとともに、集中管理の実態を把握し、権利委任者の拡大や対象となる権利の委任範囲拡大を支援する。	文部科学省

(8) インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策を強化する

279	※	①著作権侵害コンテンツを排除するための取組を強化する(再掲) i)被害実態等を踏まえ、コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方やプロバイダの責任の在り方等法的保護の在り方、権利者が民事的措置をより迅速かつ容易にとることができるようにするための方策等、ネット上の違法コンテンツ対策の在り方について検討を行い、2009年度中に結論を得る。	内閣官房 総務省 文部科学省 経済産業省
280	※	ii)著作権侵害コンテンツの削除要請を効率化する技術的手段の活用など、権利者団体やプロバイダ事業者等の行う著作権侵害コンテンツを排除するための自主的な取組を支援する。	総務省 経済産業省
281	※	iii)Winny等のファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対し、警告メールを送付するなど電気通信事業者と権利者団体が連携した侵害行為を排除する仕組みづくりを支援する。	警察庁 総務省 文部科学省
282		iv)官民連携して国内外のインターネット上の著作権侵害コンテンツの状況やその対策に関する実態調査を行う。	総務省 文部科学省 経済産業省
283	※	②海外におけるインターネット上の著作権侵害コンテンツ対策のための基盤を整備する(再掲) 2009年度から、海外におけるインターネット上の著作権侵害コンテンツ対策を効果的に行うための基盤整備に向け、社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の取組を関係省庁が一体となって支援する。	総務省 外務省 文部科学省 経済産業省
284	※	③インターネット上の著作権侵害コンテンツの取締りを強化する(再掲) 捜査職員の能力向上や取締り体制の整備等を通じて、インターネット上の著作権侵害コンテンツに係るサイバー犯罪の取締りを強化する。	警察庁

(9) コンテンツ促進法を的確に運用する

285		コンテンツ促進法を的確に運用するとともに、同法第25条に規定する「コンテンツ版バイ・ドール制度」の関係府省における取組状況の定期的な調査等を通じ、同制度の積極的な利用を推進する。	内閣官房
-----	--	---	------

推進計画2009 施策一覧【第4章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
4. 知的財産権の安定性・予見性を確保する			
286	※	①無効判断の原因分析を行う 特許侵害訴訟において特許が無効と判断された原因について2009年度中に分析を行う。	経済産業省
287	※	②特許審査結果の安定性確保に向けた方策を検討する 出願公開前に審査が行われ、第三者による情報提供の機会のないまま特許権が付与される案件が増加している現状等を踏まえ、特許権の安定性を確保するため、異議申立制度の導入等による外部知見の活用も含めた方策について、2010年度中に一定の結論を得るべく検討を行う。	経済産業省
288	※	③国内外の特許文献と非特許文献のシームレスな検索環境を整備する 先行技術の検索環境をより充実させるため、2009年度から中国、韓国等の外国特許文献検索のためのシステム開発を行うとともに、特許文献と論文等をシームレスに検索するための検索システムの在り方について検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る。	経済産業省
289	※	④特許の有効性判断に係る紛争処理スキームを見直す 特許の有効性が無効審判と特許侵害訴訟の両者によって争うことができるいわゆる「ダブルトラック」に係る問題への対応策について、2010年度中に一定の結論を得るべく検討を行う。	経済産業省
290	※	⑤著作権法上のいわゆる「間接侵害」を明確化する(再掲) 著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関し、行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確にすること等について早急に検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る。	文部科学省
291	※	⑥意匠の権利範囲を明確化する 意匠の権利範囲(登録意匠の類似範囲や部分意匠の権利範囲)の明確化及びデザイナーの創作基盤の整備を図るため、意匠審査基準の明確化を進めるとともに、特許庁の公知意匠資料データベースの公開促進のための方策の在り方について検討を行い、2009年度中に結論を得る。	経済産業省
292		⑦類似商品・役務審査判断基準の改訂を進める 2012年の国際分類の改訂に合わせて、商標審査における商品又は役務の類否判断に用いられている現行の「類似商品・役務審査基準」を現在の取引の実情を反映したものへと改訂するため、これまでの検討結果に基づき、必要な取組を進める。	経済産業省
293	※	⑧審査基準策定過程を透明化する 2008年度に設置された特許に関する「審査基準専門委員会」など、利用者や司法関係者等から構成される審査基準に関する専門委員会における審議とパブリックコメントを通じた透明性の高い一連の審査基準の策定プロセスを2009年度中に定着させる。	経済産業省
294		⑨国際標準に関する技術情報を審査資料として容易に利用できる環境を整備する 2009年度から、標準策定過程における国際標準案や策定後の国際標準などの公開された技術情報を審査資料として容易に利用できる環境の整備について検討を行い、必要な技術情報の収集を開始する。	経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第4章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
295		<p>⑩審判の準司法手続としての信頼性を向上させる 審判官の高度な法解釈への対応能力や事実認定能力の向上を図り、準司法手続としての審判の信頼性を向上させるため、研修を実施し、知財分野の裁判官経験者等からなる「審判参与」の提言・助言を活かして審判の運用及び審理の充実を図る。</p>	経済産業省
296		<p>⑪司法に期待する 特許訴訟においては、例えば、その発明の属する技術の分野における出願時点の技術水準を的確に踏まえた上で特許性を判断するというように、審理にあたり、法律的知識だけでなく技術に関する専門的知見が求められることが多い。知的財産高等裁判所を始めとする裁判所においては、このような観点を踏まえつつ、裁判官の長期的視野に立った育成や調査官や専門委員の効果的な活用等を通じて、今後とも専門性の高い事件を的確に処理していくことを期待する。</p>	—
297		<p>⑫裁判外紛争処理を充実する 知財分野における裁判外紛争処理(ADR)機能の強化と活用を促進する観点から、「ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議」を活用し関係省庁と連携を強化し、日本司法支援センター(法テラス)などと協力しながら、非公開性、迅速性、専門性等のADRのメリットやADR機関に関する情報提供を行う。 また、時効の中断や訴訟手続の中止などのメリットを有する認証紛争解決制度(「かいけつサポート」)の積極的活用のため、知財に係る紛争処理を行う民間事業者に対し、当該制度を周知し、認証事業者の拡大を図る。</p>	内閣官房 法務省 経済産業省
298	※	<p>⑬知的財産に強い法曹人材の育成状況を調査する 技術的素養を有するなど知的財産に強い法曹人材の増加が求められているところ、理系出身の法曹人材に係る育成状況を把握するため、2009年度から、法科大学院の入学者における理系出身者の人数や割合のほか、志願者における理系出身者の人数や割合など、法科大学院における理系出身者の入学選抜状況や育成状況について調査を実施する。</p>	文部科学省

推進計画2009 施策一覧【第5章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
5. 利用者ニーズに対応した知財システムを構築する			
299	※	①行政サービスの質の向上に向けた取組を強化する 知財システム全体に関する利用者ニーズを的確に把握した上で行政サービスの質の向上を図るため、企業、大学等の制度利用者から行政サービスに関する意見や要望を収集し、それらに対する検討結果及び回答を公表するとともに、その検討結果に応じて必要な措置を講ずる等の取組を推進する。	文部科学省 農林水産省 経済産業省
300	※	②著作権登録制度の運用を改善する 2011年度運用開始予定の著作権登録原簿の電子化に向け、必要となるシステムの整備及び登録情報の公開の充実や書類交付手続の簡素化を進める。	文部科学省
301	※	③審査基準を明確化する 先端医療分野の特許保護を始め保護対象や判断基準が内外の利用者にとって分かりやすく、かつ、予見可能なものとなるよう特許庁の審査基準の明確化を進める。	経済産業省
302		④特許電子図書館等を通じた産業財産権情報の利用環境を整備する i) 特許電子図書館(IPDL)による情報提供の利便性を向上させるため、利用者のニーズを踏まえつつその機能強化を図る。また、IPDLを通じた海外の特許情報の提供を強化するため、2009年度中に中国特許情報の提供を開始するとともに、韓国、中国の特許情報を機械翻訳等の日本語で提供する方策について検討を行い、一定の結論を得る。	経済産業省
303		ii) 特許情報特許分類に慣れていない研究者が特許情報を簡単に検索できるようにするための学術用語を用いた特許情報の検索システムの在り方についての検討をし、2009年度中に一定の結論を得る。	経済産業省
304		⑤身近な相談機能を向上させる 中小企業にとって最も身近な相談取り次ぎ窓口である知財駆け込み寺、ワンストップ支援機関である地域力連携拠点を活用し、これらと知的財産関係の専門家・支援機関との連携を地域・中小企業等知財戦略支援人材データベースの活用等によって強化する。 また、各地域ごとのニーズに応じて、経営指導員や応援コーディネーターを対象とした知的財産制度等に関するセミナー・研修を行う。	経済産業省
305		⑥企業訪問型相談体制を強化する これまでの待ち受け型相談業務に加えて、2008年度からモデル事業として14道県で実施した、企業OB等の知財専門人材が直接中小企業等を訪問して知財の取得から活用までの全般に亘る相談に応じる取組について、実施地域を全国へ拡大する。	経済産業省
306		⑦中小企業支援策の利用上の利便性を向上させる 中小企業が、特許出願、審査請求、早期審査請求等の出願手続きを1回の手続きで行ったり、様々な中小企業支援策を容易に活用できるように、ホームページ上のわかりやすいガイダンスの設置、電子出願ソフトの改善、各種アドバイザーによる指導、弁理士による積極的な制度説明の奨励等の中小企業支援措置を2009年度において講ずる。	経済産業省

推進計画2009 施策一覧【第5章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
307		⑧地域における支援機関の連携を強化する 中小企業基盤整備機構、知的所有権センター等の各地域における支援機関が、利用者からの相談内容に応じて他の機関の取組を紹介するなどできるよう、地域知的財産戦略本部が中心となり、支援機関がそれぞれ実施する知財に関する取組についての情報を相互に共有できる体制を構築する。	経済産業省
308		⑨中小企業にとってわかりやすく情報を提供する 事業化に至るまでの企業活動における各段階で利用可能な知財関連支援施策に関する情報をわかりやすく提供するため、地域知的財産戦略本部や地方公共団体が中心となった支援機関等による連絡会を通じて、2009年度中に各機関による地域の利用者のニーズに応じた情報提供を実施する。	経済産業省
309	※	⑩中小・ベンチャー企業に対する特許手数料減免制度を見直す 中小・ベンチャー企業に対する特許手数料減免制度について、特許特別会計の収支の状況、利用者ニーズ、他の利用者に与える影響等を踏まえて、資格要件の緩和、減免範囲の拡充、申請手続の簡素化等について検討を行い、2009年度中に可能なものから着手する。	経済産業省
310	※	⑪出願人のニーズに応じた審査処理スキームを構築する 現在試行中のスーパー早期審査制度の本格導入を含め、出願人のニーズに即した審査処理スキームの構築に向け検討を行い、2009年度中に結論を得る。	経済産業省
311		⑫特許法条約(仮称)等への早期加入に向けた準備を進める i)特許請求の範囲の提出がなくても出願日の認定が受けられるなどの出願手続の簡素化や出願人の手続上のミスへの救済等を可能とし特許制度をよりユーザーにとって利用しやすいものにする特許法条約(仮称)及び「商標法に関するシンガポール条約(仮称)」への早期加入に向け、条約に適合した詳細な手続の明確化やシステム開発設計等の必要な準備を進める。	外務省 経済産業省
312		ii)我が国出願人による中国・韓国への出願にあたっての翻訳リスクを軽減する観点から、日本語及び英語を始め、いずれの原語であっても特許出願の受付を可能とするべく、中国、韓国に対して、特許法条約(仮称)への加盟に向けた準備推進を働き掛ける。	外務省 経済産業省
313		⑬特許明細書等の明晰化を促進する 特許明細書等の理解や自動翻訳がより簡便になるように、望ましい明細書の事例及び明細書作成における留意点を含め適正な特許明細書等の記載の仕方について、説明会等で紹介し普及を図る。	経済産業省

付 属 資 料

1. 知的財産戦略本部 名簿

(内閣総理大臣及び国務大臣)

本部長	麻生 太郎	内閣総理大臣
副本部長	河村 建夫	内閣官房長官
	野田 聖子	内閣府特命担当大臣 (科学技術政策、食品安全) 消費者行政推進担当
	塩谷 立	文部科学大臣
	二階 俊博	経済産業大臣
本部員	佐藤 勉	総務大臣 国家公安委員会委員長 内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、地方分権改革、防災)
	森 英介	法務大臣
	中曾根 弘文	外務大臣
	与謝野 馨	財務大臣 内閣府特命担当大臣 (金融、経済財政政策)
	舛添 要一	厚生労働大臣
	石破 茂	農林水産大臣
	金子 一義	国土交通大臣
	斉藤 鉄夫	環境大臣
	浜田 靖一	防衛大臣
	甘利 明	内閣府特命担当大臣 (規制改革) 行政改革担当 公務員制度改革担当
	小渕 優子	内閣府特命担当大臣 (少子化対策、男女共同参画)

(有識者) 相澤 益男 総合科学技術会議議員
角川 歴彦 (株) 角川グループホールディングス
代表取締役会長兼CEO
佐藤 辰彦 弁理士／特許業務法人創成国際特許事
務所所長
里中満智子 マンガ家
中山 信弘 東京大学名誉教授／弁護士
野間口 有 産業技術総合研究所理事長
長谷川閑史 武田薬品工業(株) 代表取締役社長
松本 紘 京都大学総長
三尾美枝子 弁護士
山本 貴史 (株) 東京大学TLO代表取締役社長

(五十音順、敬称略；2009年6月24日現在)

2. 専門調査会 名簿

(1) 知的財産による競争力強化専門調査会

- 相澤 益男 総合科学技術会議議員
- 岡内 完治 (株) 共立理化学研究所代表取締役
- 加藤 幹之 富士通 (株) 経営執行役
- 河内 哲 住友化学 (株) 最高顧問
- 佐藤 辰彦 弁理士／特許業務法人創成国際特許事務所所長
- 関田 貴司 J F E スチール (株) 専務執行役員
- 妹尾堅一郎 特定非営利活動法人産学連携推進機構理事長
- 田中 信義 キヤノン (株) 専務取締役
- 辻村 英雄 サントリー (株) 取締役／R & D 推進部長
／健康科学センター・知的財産部担当
- 長岡 貞男 一橋大学イノベーション研究センター教授

- 中村 恭世 パナソニック (株) ホームアプライアンス社
技術本部 知的財産権センター所長
- 中山 信弘 東京大学名誉教授／弁護士
- 前田 裕子 東京医科歯科大学知的財産本部技術移転センタ
ー長・特任准教授
- 三尾美枝子 弁護士
- 渡部 俊也 東京大学先端科学研究センター教授

○：専門調査会会長

(五十音順、敬称略；2009年3月31日現在)

(先端医療特許検討委員会)

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------|
| | 片倉 健男 | テルモ株式会社研究開発センター主席推進役 |
| ◎ | 金澤 一郎 | 日本学術会議会長 |
| | 北川 全 | アルブラスト株式会社代表取締役社長 |
| | 小泉 直樹 | 慶應義塾大学大学院法務研究科教授／TMI総合法律事務所弁護士 |
| | 佐藤 辰彦 | 弁理士／特許業務法人創成国際特許事務所所長 |
| | 白石 小百合 | 横浜市立大学国際総合科学部教授 |
| ○ | 須田 年生 | 慶應義塾大学医学部教授 |
| | 永井 良三 | 東京大学大学院医学系研究科教授 |
| | 中内 啓光 | 東京大学医科学研究所 幹細胞治療研究センター長／日本再生医療学会理事長 |
| | 長岡 貞男 | 一橋大学イノベーション研究センター教授 |
| | 羽生田 俊 | 日本医師会常任理事 |
| | 林 いづみ | 永代総合法律事務所弁護士 |
| | 本田 麻由美 | 読売新聞編集局社会保障部記者 |
| | 渡辺 裕二 | アステラス製薬株式会社知的財産部長／日本製薬工業協会知的財産委員会委員長 |

◎：委員長 ○：委員長代理

(五十音順、敬称略；2009年5月29日現在)

(2) コンテンツ・日本ブランド専門調査会

- 太田 信之 (株) イッセイミヤケ代表取締役社長
生越 由美 東京理科大学専門職大学院知的財産戦略専攻教授
角川 歴彦 (株) 角川グループホールディングス代表取締役会長
兼CEO
木村 敬治 ソニー (株) 執行役 EVP、技術戦略、知的財産、
情報システム、エレクトロニクス事業戦略担当
久保 雅一 (株) 小学館キャラクター事業センター センター長
○久保利英明 日比谷パーク法律事務所代表／大宮法科大学院大学
教授
里中満智子 マンガ家
重延 浩 (株) テレビマンユニオン代表取締役会長兼CEO
関本 好則 日本放送協会放送総局特別主幹
高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト
中村伊知哉 慶應義塾大学教授
中山 信弘 弁護士／西村あさひ法律事務所顧問
南場 智子 (株) ディー・エヌ・エー代表取締役社長
服部 幸應 学校法人服部学園服部栄養専門学校理事長・校長
浜野 保樹 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
原田 豊彦 日本放送協会専務理事
廣瀬 禎彦 コロムビアミュージックエンタテインメント (株)
代表執行役社長兼CEO
三尾美枝子 弁護士
宮田 亮平 東京藝術大学長
村上 光一 (株) フジテレビジョン相談役
和田 洋一 (株) スクウェア・エニックス代表取締役社長CEO

○：専門調査会会長

(五十音順、敬称略；2008年7月22日現在)

(3) デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会

- | | |
|---------|-----------------|
| 上野 達弘 | 立教大学准教授 |
| 大谷 和子 | (株) 日本総合研究所法務部長 |
| 大淵 哲也 | 東京大学教授 |
| 音 好宏 | 上智大学教授 |
| 加藤 幹之 | 富士通 (株) 経営執行役 |
| 上山 浩 | 弁護士 |
| 北山 元章 | 弁護士 |
| 東倉 洋一 | 国立情報学研究所副所長 |
| 苗村 憲司 | 駒澤大学教授 |
| 中村伊知哉 | 慶應義塾大学教授 |
| ○ 中山 信弘 | 東京大学名誉教授 / 弁護士 |
| 宮川美津子 | 弁護士 |

○ : 専門調査会会長

(五十音順、敬称略 ; 2008年11月27日現在)

3. 知的財産戦略本部設置根拠

○知的財産基本法（平成14年法律第122号）（抄）

第四章 知的財産戦略本部

（設置）

第二十四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 推進計画を作成し、並びにその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

（組織）

第二十六条 本部は、知的財産戦略本部長、知的財産戦略副本部長及び知的財産戦略本部員をもって組織する。

（知的財産戦略本部長）

第二十七条 本部の長は、知的財産戦略本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（知的財産戦略副本部長）

第二十八条 本部に、知的財産戦略副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（知的財産戦略本部員）

第二十九条 本部に、知的財産戦略本部員（以下「本部員」という。）を置く。

- 2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣
 - 二 知的財産の創造、保護及び活用に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

（資料の提出その他の協力）

第三十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(事務)

第三十一条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十二条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

○知的財産戦略本部令（平成 15 年政令第 45 号）（抄）

(専門調査会)

第二条 知的財産戦略本部（以下「本部」という。）は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門調査会の委員は、非常勤とする。

4 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

4. 知的財産推進計画2009 策定までの経緯

2008年6月18日 第20回知的財産戦略本部会合

【「知的財産推進計画2008」の決定】

○知的財産による競争力強化専門調査会

10月10日 第6回会合
10月31日 第7回会合
11月27日 第8回会合
12月19日 第9回会合

・先端医療特許検討委員会

11月25日 第1回会合
12月22日 第2回会合

○コンテンツ・日本ブランド専門調査会

7月22日 第3回会合
9月16日 第4回会合
10月22日 第5回会合
11月5日 第6回会合
11月18日 第7回会合
12月15日 第8回会合

○デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会

6月25日 第4回会合
7月10日 第5回会合
7月29日 第6回会合
9月18日 第7回会合
10月14日 第8回会合
10月29日 第9回会合
11月27日 第10回会合

【「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について」の取りまとめ】

2008年12月24日 第21回知的財産戦略本部会合

【「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について」の報告】

○知的財産による競争力強化専門調査会

- 1月14日 第10回会合
- 2月4日 第11回会合
- 3月3日 第12回会合

・先端医療特許検討委員会

- 1月26日 第3回会合
- 2月16日 第4回会合
- 3月2日 第5回会合
- 4月3日 第6回会合

○コンテンツ・日本ブランド専門調査会

- 1月23日 第9回会合
- 2月25日 第10回会合
- 3月10日 第11回会合

【「日本ブランド戦略」の取りまとめ】

※知的財産による競争力強化専門調査会及びコンテンツ・日本ブランド専門調査会の議論を踏まえ、両専門調査会の連名で3月31日に以下を取りまとめ。

【「第3期知的財産戦略の基本方針の在り方について」】

2009年4月6日 第22回知的財産戦略本部会合

【「日本ブランド戦略」の報告】

【「第3期知的財産戦略の基本方針」の決定】

・先端医療特許検討委員会

- 4月24日 第7回会合
- 5月29日 第8回会合

【「先端医療分野における特許保護の在り方について」の取りまとめ】

4月17日 有識者本部員会合（第1回）

5月25日 有識者本部員会合（第2回）

2009年6月24日 第23回知的財産戦略本部会合

【「先端医療分野における特許保護の在り方について」の報告】

【「知的財産推進計画2009」の決定】

【「コンテンツ等ソフトパワーの強化に関する専門調査会」設置の決定】

5. 用語集

アーカイブ	文書や記録を集積すること
移転価格税制	海外子会社等との取引価格（移転価格）が通常の見取価格（独立企業間価格）と異なる場合に、移転価格を独立企業間価格に再算定（再計算）して課税する制度
意思表示システム	著作物を第三者が利用することについて著作権者があらかじめ了解している場合に、マーク表示等によりその意思や条件を示す仕組み
遺伝資源	動物・植物などの生物学的資源であって、科学、経済等の観点から価値を有するもの
エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク	エンターテインメントに関するコンテンツ文化の振興および産業の発展に寄与することを目的とする、エンターテインメント分野専門の法律家等を中心とした団体
オープンソースソフトウェア	ソースコード（人間が読むことができるプログラムの内容）が公開され、誰でも複製、改変、配布等を自由に行うことのできるソフトウェア
開放特許	権利者が他人に使ってもらってもよいと考えている特許
学習指導要領	文部科学大臣が公示する小学校、中学校、高等学校などの教育課程の基準
カルタヘナ法	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
企業発ベンチャー	企業から独立（スピンアウト、カーブアウト等）したベンチャー企業のこと
技術戦略マップ	研究開発投資の戦略的企画・実施のため、開発する技術目標及び製品・サービス開発方策について記述されたもの。2005年から経済産業省により策定され、毎年改訂されている。
技術的保護手段	技術を用いて著作物を保護するための手段
機能性食品	食品が本来もっている栄養機能、味・香りなどの感覚機能に加えて、生体防御や疾病の防止・回復、体調リズムの調整、老化抑制などの生体調節機能があることに注目し、これらの生体調節を科学的に解明し、機能を発揮できるように設計・加工された食品
クリエイティブ・コ	著作者等の権利者の意思を尊重し、権利を保有したまま

モンズ	(放棄せずに) 著作物等を利用しやすくする取組のこと
国際標準化機関	国際標準の策定を行う機関。代表的なものとして I S O、I E C、I T Uがある。
コミュニティ・パテント・レビュー	特許出願の審査に際して、民間人がインターネットを活用して証拠となる先行技術文献等に関して議論を行い、最適な文献等を厳選して特許庁に提出する取組のこと。米国で試行中
コンテンツ	情報の内容。映画、音楽、ゲーム、アニメなどのエンターテインメントコンテンツのほか、ファッション、食、地域ブランド等の知的・文化的資産を含む。
コンテンツ海外流通マーク (C J マーク) 事業	各国で商標登録したマークを日本のコンテンツに貼付することにより、海賊版に対して著作権のみならず商標権でも権利行使を可能とする事業
サイバー特区	「I C T先進事業国際展開プロジェクト」において実施する「I C T利活用ルール整備促進事業」の別称
産業財産権	知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つの権利。特許庁が審査・登録業務を行っている。
事前確認手続 (移転価格税制関連)	納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局がその合理性を検証し確認を与えた場合には、納税者がその内容に基づき申告を行っている限り、移転価格課税は行わないという手続
ジャパン・コンテンツ・ショーケース	日本経済団体連合会の企画により開始されたコンテンツ情報を発信するためのデータベース。関連企業・団体等により設立された「コンテンツ・ポータルサイト運営協議会」の委託を受け、映像産業振興機構が運営している。
主要国首脳会議 (G 8 サミット)	日本、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ及びロシアの 8 か国の首脳 (首相・大統領) 及び欧州連合の委員長が参加して毎年開催される首脳会議
情報提供制度	発明の特許性等に関する情報を第三者が特許庁に提供できる制度
前置報告書による審尋	前置報告書に記載された審査官の見解を、審判請求人に示して陳述の機会を与える手続

専門委員制度（司法）	裁判所が、大学教授や研究者など専門的な知見を有する者を手続きに関与させ、説明を聴くことができる制度
専門委員制度（税関）	法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行うため、差止申立て及び認定手続の際に、税関が必要に応じ知的財産に関し学識経験を有する者を事案ごとに専門委員に委嘱して意見を聴く制度
総合プロデュース機能	価値ある知的財産を見出し、それを他の様々なリソースと有効に結びつけて実際の事業化まで関与する機能
相互運用性	プログラムと他のプログラムとが通信して交換された情報を双方のプログラムが利用することで、当該情報を必要とする機能のすべてが発揮される能力
特許権の存続期間延長制度	安全性の確保等のために承認等が必要な発明について、その手続に長期間を要した場合に特許権の存続期間を 5 年を限度として延長する制度。現在、医薬品と農薬のみが対象
地域団体商標制度	地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標について、事業協同組合等の団体が使用し、一定の範囲で周知となった場合には、地域団体商標として登録を認める制度
地上デジタル放送	デジタル方式による地上波放送。2011年にアナログ方式から全面的に移行する予定
知的財産人材育成推進協議会	人材育成に関する情報交換、相互協力、政策提言を目的とする知財人材育成機関の自主的な連携の場のこと。工業所有権情報・研修館、知的財産教育協会、日本知財学会、日本知的財産協会、日本弁護士連合会、日本弁理士会、発明協会等により構成される。
デジタルコンテンツ	デジタルデータにより表される映画、音楽、ゲーム、アニメ等
当然保護制度	アメリカ、ドイツ等の国で導入されている未登録の通常実施権者等を保護する制度
登録調査機関	特許出願の審査における先行技術調査の外注先として特許庁長官の登録を受けた機関
特定登録調査機関	登録調査機関のうち、特に登録を受けて、出願人等の求めにより先行技術調査を行い、所定の調査報告を出願人

	等に交付することを許された機関
特許情報活用支援アドバイザー	中小・ベンチャー企業等が特許情報を効果的に活用して技術開発や特許取得・管理業務を実施できるようにアドバイスする特許情報活用に関する専門家
特許審査ハイウェイ	複数特許庁に出願され第1庁で特許となった出願について、第2庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする制度
任期付審査官	迅速・的確な特許審査の体制整備強化の一環として、2004年4月以降、5年間の任期で採用されている審査官
認証評価機関	学校教育法第110条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けて大学等の教育研究活動等の状況について評価を行う機関
侵害認定手続	税関において、知的財産の侵害が疑われる物品について侵害物品に該当するか否かを認定するための手続
能力構築（キャパシティービルディング）	組織や制度の自立的な運営・実施能力を向上させること
バイ・ドール制度	政府資金により得られた研究成果の知財権を政府資金の受領者に帰属させることができる制度
パテント・コモنز	個々の権利者が知財権を所有しつつ、一定の条件下でコミュニティによる自由な使用を認める（一定の条件下で特許権等の権利の不行使を宣言する）仕組みのこと
パテントコンテスト	高校生、高等専門学校生及び大学生を対象とし、発明の創作や特許出願の体験等を通じて、特許制度への理解を深めること等を目的とするコンテスト
ものづくり知的財産報告書コンテスト	中学生を対象とし、ものづくりにおいて独自に工夫した点を報告書にまとめることを通じて、知的財産を尊重することの大切さを知ること等を目的とするコンテスト
品種保護Gメン	育成者権侵害等に関する相談窓口として、2005年4月1日から種苗管理センターに設置された品種保護対策役職の通称
ファイル共有ソフト	複数利用者間においてインターネットを介してファイルを共有するためのソフトウェアのこと。基本的にサーバー等を介することなく、ネットワーク上の端末間で相互

	に直接データをやり取りする方式（P 2 P 方式）をとっている。
ファーストアクション	審査官による最初の審査結果の通知（拒絶理由通知など）が出願人等へ発送されること
フィルムコミッション	自治体を中心に設立された野外撮影を誘致・支援する非営利組織
フォークロア	民話や民謡、伝統舞踊など、特定の民族、地域又は集団によって伝統的に受け継がれてきた文化的表現
普及指導員	農業に関する高度で多様な技術・知識を的確に農業現場に普及していくために、調査研究及び農業者への普及指導を実施する都道府県の職員
包括的ライセンス契約	特許番号で契約対象を特定するのではなく、ライセンス契約で定める特定方法によって契約対象を特定する契約のこと。ある製品に関するすべての特許権について包括的に実施許諾を行う場合などに利用される。
ポータルサイト	インターネット上の総合窓口サイト
マドリッド協定議定書	商標 について、世界知的所有権機関（W I P O）国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録を受けることにより、指定締約国においてその保護を確保できることを内容とする条約。「マドリッド・プロトコル」ともいう。正式名称は、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書」。
マルチユース	コンテンツを多様な流通形態で利用すること
ものづくり基盤技術	工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支えるものとして政令で定められている技術。そのうち、当該技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企業者によって行われるものであって、国際競争力の強化や新たな事業の創出に資するものを、経済産業大臣が「特定ものづくり基盤技術」として指定。（例：金型に係る技術、プラスチック成形加工に係る技術）
ライセンス・オブ・ライト	特許権者が当該発明について第三者へ実施許諾の意思がある旨を特許原簿上に登録できる制度。欧州の一部の国

	で導入されている。
ADR	裁判外紛争処理
AIPN	高度産業財産ネットワーク。海外の特許庁に対し、我が国特許庁における特許出願のサーチ及び審査に関する情報を利用可能とするシステム
APEC	アジア太平洋経済協力
ASEM	アジア欧州会合
ASP	Application Service Provider の略。ビジネス用アプリケーションソフトをインターネットを通じて顧客に提供する事業者を指す。また、当該事業者がビジネス用アプリケーションソフトをインターネットを通じて顧客に提供するサービスのことを「ASPサービス」という
CIPPO	最高知的財産責任者
DDS	Drug Delivery System の略。薬物が伝達される体内の場所や量、時間を制御する技術のこと。薬剤を患部に効率的に運び、患部のみに効能を発揮させる技術が代表例
eラーニング	インターネットなどの利用による教育研修
eBay 判決	2006年5月15日に米国最高裁判所が出した差止請求の要件に関する判決
EPA	経済連携協定
GPL v 3	General Public License version 3 の略。2007年6月に公開されたオープン・ソース・ソフトウェアに関するライセンス規約
IEC	国際電気標準会議 (International Electrotechnical Commission)。電気、電子分野に関する国際標準の策定を目的とする国際標準化機関
IPDL	特許電子図書館。工業所有権情報・研修館がインターネットを通じて無料で提供する特許公報等の産業財産権情報とその検索サービスのこと
iPS細胞	体細胞へ遺伝子導入し様々な細胞への分化能力を持たせた細胞 (人工多能性幹細胞 : induced Pluripotent Stem Cells)。京都大学の山中伸弥教授らのグループが世界で初めて作出した。
IPTV	IPネットワークを通じてテレビ番組や映画などの映像

	コンテンツを一般のテレビ受像機等に向けて配信する配信形態のこと
I S O	国際標準化機構（ International Organization for Standardization ）。電気、電子分野及び電気通信分野以外の国際標準の策定を目的とする国際標準化機関
I T U	国際電気通信連合（International Telecommunication Union）。電気通信に関する国際標準の策定を目的とする国際連合の専門機関
J E T R O	日本貿易振興機構
J I C A	国際協力機構
J N T O	国際観光振興機構
J P - F I R S T	JP-Fast Information Release Strategy の略。海外にも出願される特許出願について、日本のサーチ・審査結果を早期に提供し、海外での権利取得の効率化と質の向上を図る取組
J S T	科学技術振興機構
L L P（有限責任事業組合）	創業促進、ジョイント・ベンチャー振興のため、民法組合の特例として認められている組合。出資者全員の有限責任、内部自治の徹底、構成員課税の適用という特徴を併せ持つ。
L P S（投資事業有限責任組合）	企業へのリスクマネー供給拡大のため、民法組合の特例として認められている組合(ファンド)。投資対象の企業規模や株式公開の有無を問わず、出資や金銭債権の買取りができる。
M O T	Management of Technology の略。技術経営と訳される。研究開発から事業化・製品化までを戦略的にマネジメントする経営管理の手法
M & A	Mergers and Acquisitions の略語であり、企業の合併・買収のこと
N E D O	新エネルギー・産業技術総合開発機構
O D A	政府開発援助
O E C D	経済協力開発機構
P C T	特許協力条約
R A N D	Reasonable And Non-Discriminatory の略。技術標準に関わる特許権の取扱いの一つであり、特許権者は合理的

	かつ非差別的な条件（ロイヤルティなど）でライセンスするというもの
S a a S	Software as a Service の略。ネットワークを通じてアプリケーションソフトの機能を顧客の必要に応じて提供する仕組みのこと
T B T 協定	貿易の技術的障害に関する協定
T L O	技術移転機関
T P R M	W T O の貿易政策検討制度。定期的に加盟各国の貿易政策や貿易慣行を審査し、一層の透明性を確保することを目的としている。
T R I P S 協定	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定
U P O V	植物新品種保護国際同盟
U P U	万国郵便連合。加盟国間の郵便業務を調整し、国際郵便システムをつかさどる国際連合の専門機関
W C O	世界税関機構
W I P O	世界知的所有権機関
W T O	世界貿易機関

